
第9次 積丹町高齢者保健福祉計画

(令和3年度～令和5年度)

令和3年3月

積 丹 町

目 次

第1章 積丹町の概況

第1節	立地条件・自然条件	1
第2節	沿革	2
第3節	人口と世帯数	2
第4節	産業	4
1	産業別就業人口	4
2	農業	5
3	林業	7
4	水産業	8
5	商工業	10
6	観光	11
7	雇用・労働	12
第5節	交通・主な施設	13

第2章 計画の策定にあたって

第1節	計画策定の趣旨	14
第2節	計画の位置づけ	
1	計画策定の法的根拠	15
2	他計画との関係	15
第3節	計画の期間	16
第4節	計画の策定体制	16

第3章 高齢者を取り巻く現状

第1節	高齢者数等の現状と推計	
1	人口・高齢者数の推移	17
2	高齢化率の推移	18
3	高齢者人口の推計	19
4	高齢者世帯の状況	21
5	要支援・要介護認定者数の推計	22
第2節	高齢者の生活の状況	
1	高齢者の住居の状況	23
2	高齢者の就業の状況	24

第4章	計画の基本的な考え方	
第1節	基本理念 -----	25
第2節	基本目標 -----	26
第3節	施策の体系 -----	27
第5章	高齢者施策の展開	
第1節	生きがいづくりと社会参加の促進	
1	社会参加活動の促進 -----	28
2	就業支援の促進 -----	29
第2節	健康づくりと介護予防の推進	
1	健康づくりの推進 -----	30
2	介護予防の推進 -----	32
第3節	高齢者の尊厳を支える地域ケア体制の推進	
1	権利擁護の推進 -----	36
2	地域ケア体制の充実 -----	37
第4節	安心できる在宅生活の支援	
1	福祉サービスの充実 -----	44
2	介護者支援の充実 -----	48
3	安全・安心対策の推進 -----	50
第6章	計画の推進体制	
第1節	関係機関との連携 -----	51
第2節	計画の進行管理 -----	51
資料編		
1	積丹町高齢者保健福祉計画策定委員会設置要綱 -----	52
2	積丹町高齢者保健福祉計画策定委員会委員名簿 -----	54
3	用語の解説（用語に※印を付記）-----	55

第1章 積丹町の概況

第2節 沿革

本町の歴史は、約400年前の慶長年間（1596年～1615年）に松前藩の領地と定められてから始まっています。

宝永3年（1706年）に美国、積丹両場所に運上屋が設けられると、両場所は次第に漁場として開発されるようになり、それに伴い人口も増加しました。

明治13年（1880年）には美国郡戸長役場が小泊村に置かれ、積丹郡には日司村と来岸村に戸長役場が設置されました。

この頃、ニシン漁が最盛期を迎えつつあり、海がニシンの群来（くき）で銀色に染まり、干石場所として大いに栄えました。

明治35年（1902年）に美国に町制、同39年（1906年）に入舸、余別に村制が施行され、同42年（1909年）に美国町が、大正13年（1924年）に余別村がそれぞれ1級町村に昇格し、昭和31年（1956年）に美国町、入舸村、余別村が対等合併し積丹町が誕生しました。

合併まもない昭和35年（1960年）の国勢調査で人口は8,070人、世帯数は1,546世帯でしたが、ニシン漁に依存していた沿岸漁業の衰退、離農や若年労働力の流出などにより人口が減少し、平成27年（2015年）の国勢調査では、人口2,113人、世帯数は1,000世帯となっています。

なお、「積丹（しゃこたん）」という地名は、アイヌ語で「夏の集落」を意味する「シャック・コタン」が転訛したものと伝えられています。

第3節 人口と世帯数

国勢調査による本町の人口の推移を見ると、昭和40年（1965年）以降、調査の毎に人口は減少を続けています。

平成7年（1995年）、平成12年（2000年）、平成17年（2005年）からそれぞれ10年間ごとの減少率をみると、21.6%、20.1%、26.1%となっており、概ね同じ割合で減少となっています。

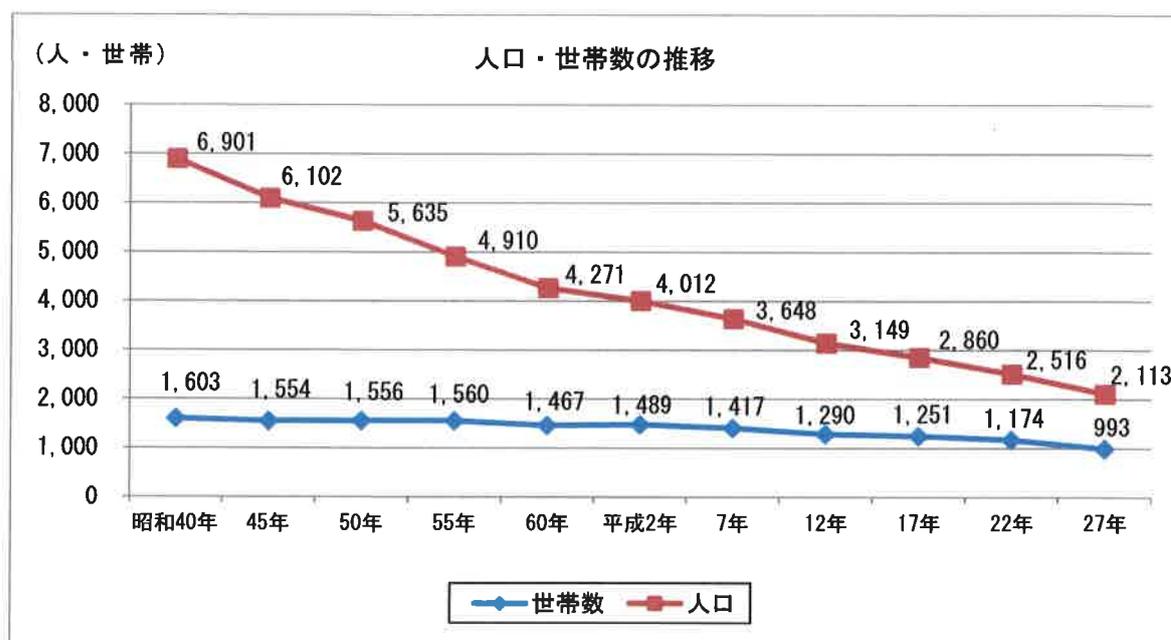
世帯数は、昭和40年（1965年）から平成2年（1990年）までは増減を繰り返しながら漸減していますが、その後は減少を続けています。

また、平成2年（1990年）、平成7年（1995年）、平成12年（2

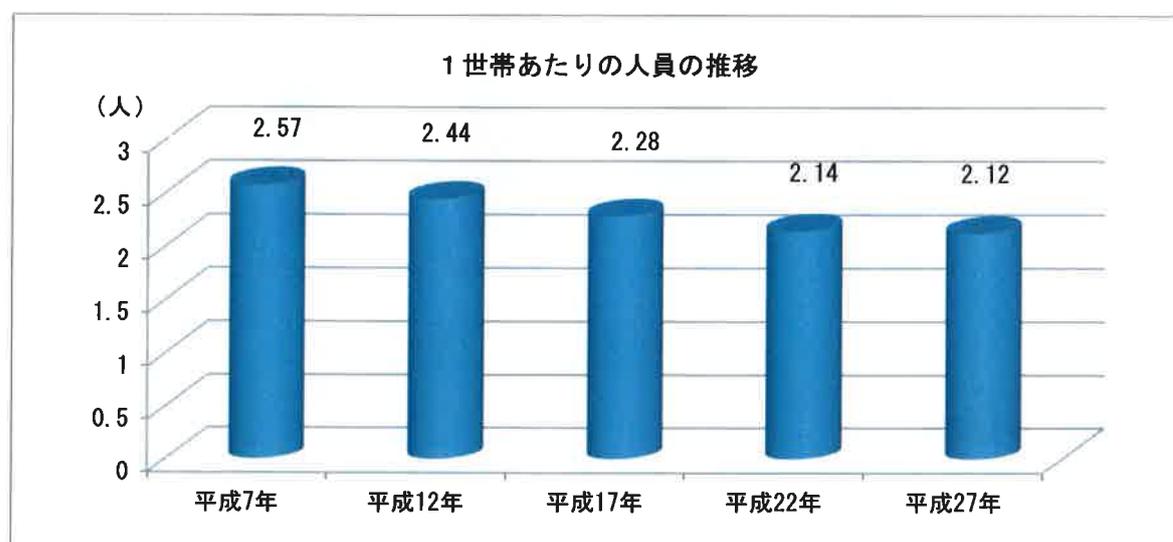
000年)からそれぞれ10年間ごとの減少率をみると、13.4%、11.6%、8.9%と減少の割合は鈍化しておりましたが、平成17年(2005年)から10年後の平成27年(2015年)の減少率は20.2%と加速しています。

一方、1世帯あたりの人員は減少を続け、平成7年(1995年)の2.57人から平成27年(2015年)は2.11人となっています。

これは、核家族化が進んでいる要因も考えられますが、本町の場合は高齢者ひとり暮らしの単独世帯の増加も要因と推察されます。



資料：国勢調査



資料：国勢調査

第4節 産業

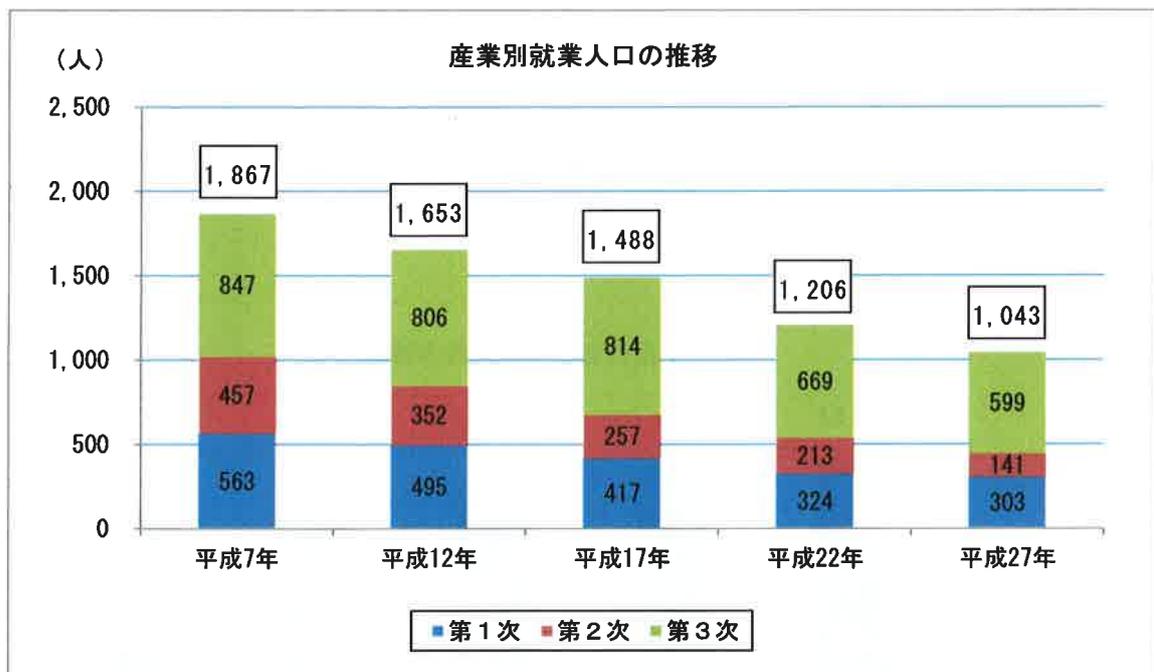
本町は、古くはニシン漁を中心とした沿岸漁業を基幹とし、農業とともに第1次産業を中心として地域経済を支え発展してきました。

また、昭和38年（1963年）、本町の急峻で入り組んだ海岸線を含む後志管内地域の優れた自然環境が、ニセコ・積丹・小樽海岸国定公園として指定されたことにより、島武意海岸や神威岬などの景勝地を訪れる観光客が増加し、観光業が第三の町の産業として成長しました。

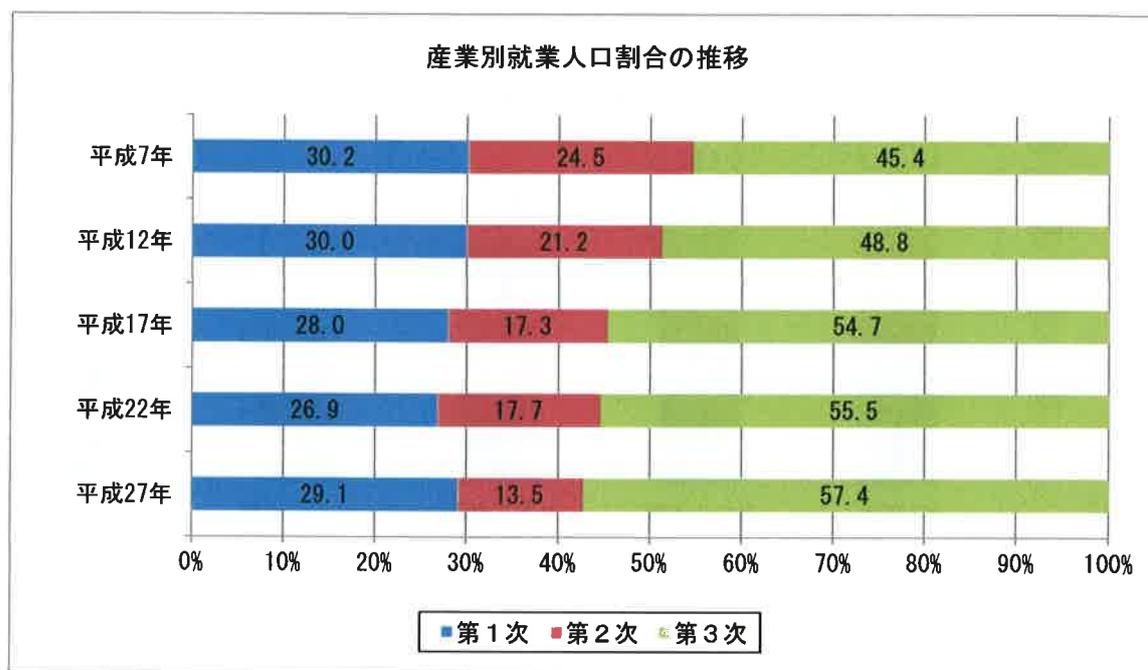
1 産業別就業人口

産業別就業人口の推移をみると、平成7年（1995年）から20年間で第1次産業が46.2%、第2次産業が69.1%と大幅に減少し、第3次産業も29.3%減少しています。

また、産業別就業人口割合の推移をみると、第2次産業が縮小し、第1次産業第3次産業が拡大しています。



資料：国勢調査



資料：国勢調査

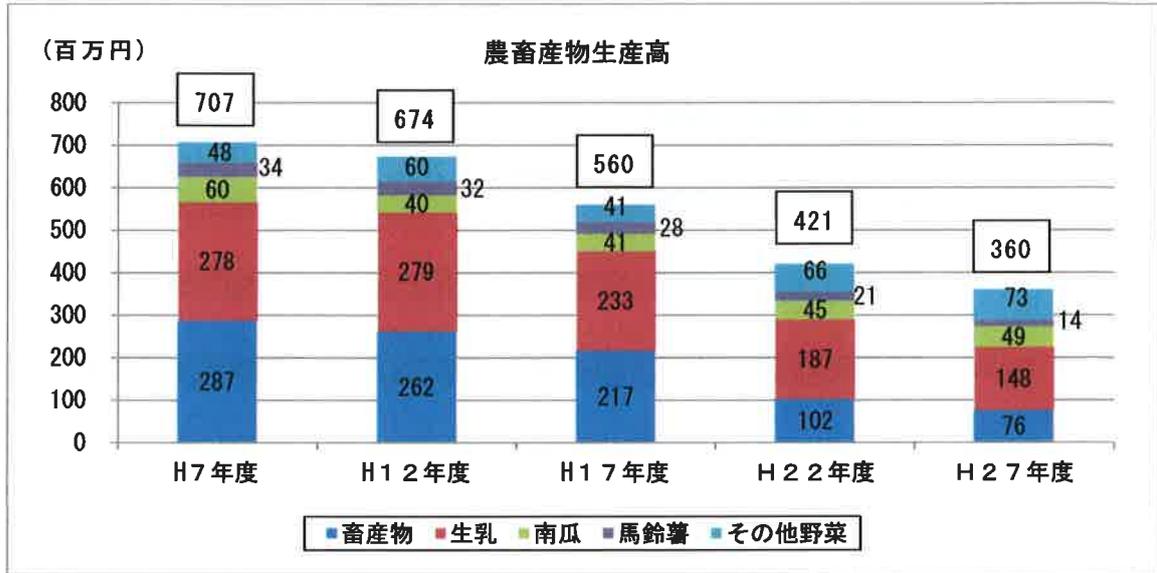
2 農業

本町の農業は、米の生産調整を契機として始まった酪農・肉用牛経営が盛んでありましたが、乳価の低迷や餌料経費の増加により減少に転じています。

畑作については、低農薬・低化学肥料のカボチャやジャガイモの契約栽培や、近年、生産高を伸ばしているハウス栽培のミニトマトの他、ニンニク生産も増え、畑作・野菜の生産も盛んです。

経営規模が比較的小さいことや、農業者の高齢化と後継者不足など構造的な問題に加え、最近の生産資材価格の高騰が経営を圧迫しており、農畜産物の価格は比較的安定しているものの、農家戸数の減少による農業生産力の低下や、耕作放棄地の増加が懸念されている状況にあります。

高品質な農畜産物の安定供給と、販路の確保・拡大を図り、収益性が高く持続可能な農業経営を確立するとともに、担い手農業者への効率的な農地集約と新規就農者の受入体制整備など、町農業の担い手を確保・育成していく必要があります。



資料：新おたる農業協同組合

■ 農家数、経営耕地面積

(単位：戸、ha)

	総農家	自給的農家	販売農家				経営耕地面積					
			専業	兼業		総面積	田	畑				
				第1種	第2種			普通畑	牧草占用地	作付なし		
平成17年	97	39	58	21	20	17	582	-	582	191	380	11
平成22年	81	30	51	23	11	17	561	-	561	141	416	4
平成27年	54	22	32	14	10	8	591	-	591	129	442	20

資料：農林業センサス

■ 年齢別の農業経営者数（販売農家）

(単位：人)

	区分	合計	29歳以下	30~39	40~49	50~59	60~69	70歳以上	75歳以上
平成17年	男	49	-	3	11	15	10	10	7
	女	9	-	-	2	-	2	5	3
平成22年	男	48	1	2	13	9	10	13	7
	女	3	-	-	-	-	-	3	3
平成27年	男	30	-	4	5	8	8	5	4
	女	2	-	-	1	-	-	1	-

資料：農林業センサス



資料：国勢調査

3 林業

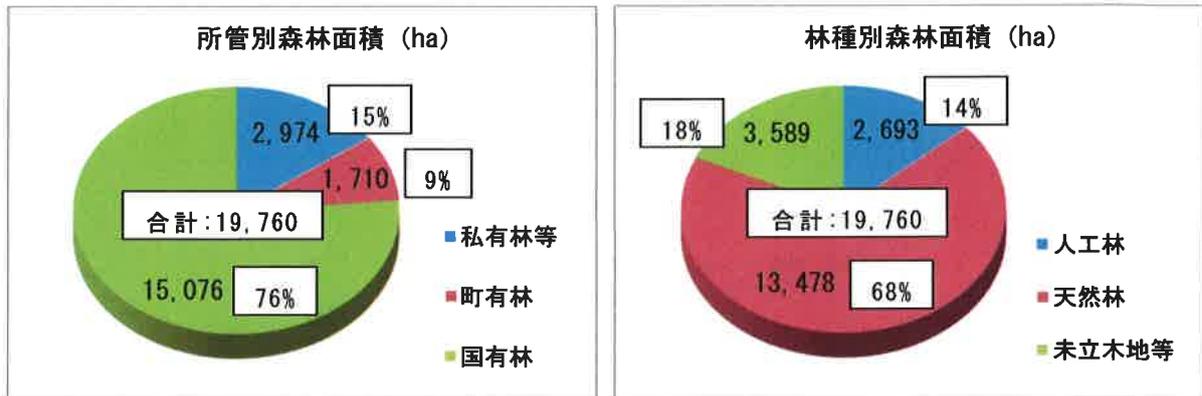
国有林を含めて土地面積の8割を超える森林を持つ本町の林業は、基幹産業である水産・観光資源の保全の観点から、水源林としての位置付けが重要となっていますが、所有形態は町有林や一部の大規模所有者を除けば小規模な所有者が多く、高齢化も進んでいます。

水源林の造成のため、昭和39年より河川流域に位置する町有林（約640ha）について、分収契約による整備を展開していますが、植栽後、相当期間を経過している森林が増えており、利用間伐などの施業を実施する時期となっています。

本町の森林面積の7割以上を占める国有林と連携して森林整備を進めるため、平成20年より町有林、分収造林地及び国有林の共同施業団地を設定し、路網の共同利用や間伐等の共同施業によるコスト低減と間伐材の有利販売に向けた取組を進めています。

平成22年からは、民間企業の社会貢献活動による支援を受け、協定により手入れの遅れた森林を整備するとともに、保護水面（余別川・積丹川）の保全や生物多様性にも配慮した、森と川と海が繋がる森林づくりの取組（「J Tの森積丹」）が始まりました。

こうした取組により、森林整備への建設業者の参画（林建協働）の推進や、森林施業により産出される地域材の有効利用、町民自らの参加による、森林づくりへの意識向上と交流促進などを進めることが必要です。



4 水産業

本町の水産業は、漁業を基幹とした20トン未満漁船による沿岸漁業が主体であるが、主要魚種であるイカ、ホッケなどの来遊不振や魚価安などの影響により、近年は水揚げ量・生産額とも低迷しており、資源の維持・増大のため、人工魚礁の設置や稚魚放流などのつくり育てる漁業を推進しております。

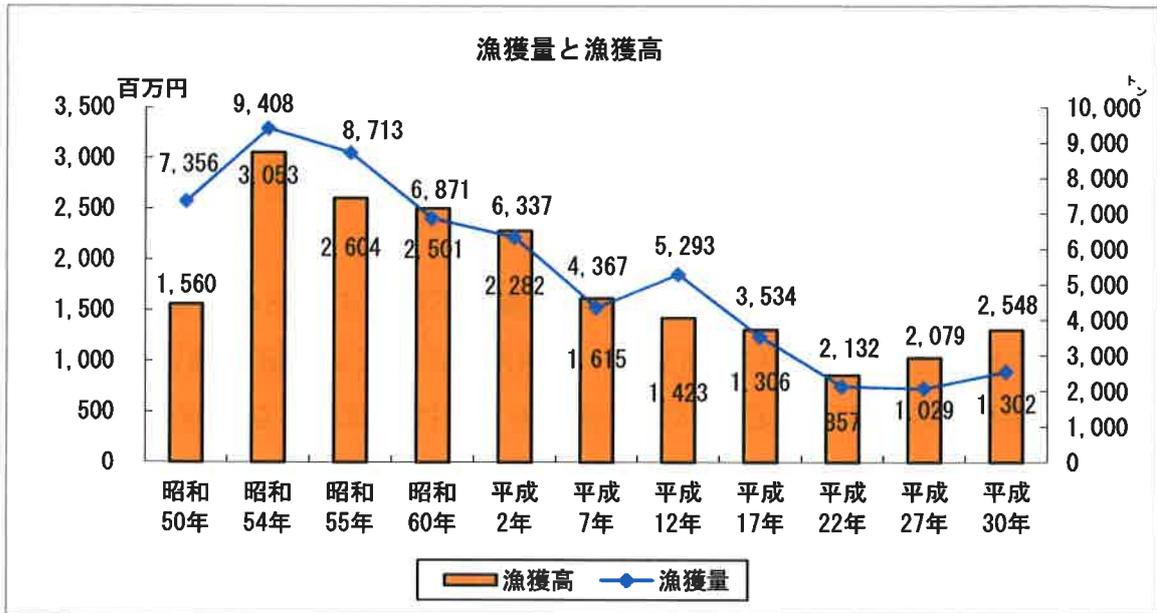
ウニなどの浅海資源においては、磯焼けによる藻場環境の悪化が進んでおり、引き続き対応を図る必要があります。

また、栄養源の供給や魚類の再生産の役割を担う森・川・海の繋がりに着目し、余別川や積丹川の保護水面の管理強化等を図る必要があります。

漁業者の高齢化や後継者不足が進んでおり、漁業生産活動の基盤となる漁港施設については、就労環境の改善や流通機能の進展に対応した整備・近代化の促進と、適切な施設の維持管理を行う必要があります。

また、近年の多様な自然災害に対応した漁港整備が望まれています。

漁業協同組合組織については、経営の安定化を図るため、平成16年4月に積丹漁協・美国町漁協・古平漁協が広域合併しましたが、水揚げ量・生産額の減少や高齢化の進展により漁家戸数の減少などから厳しい経営状況に置かれています。



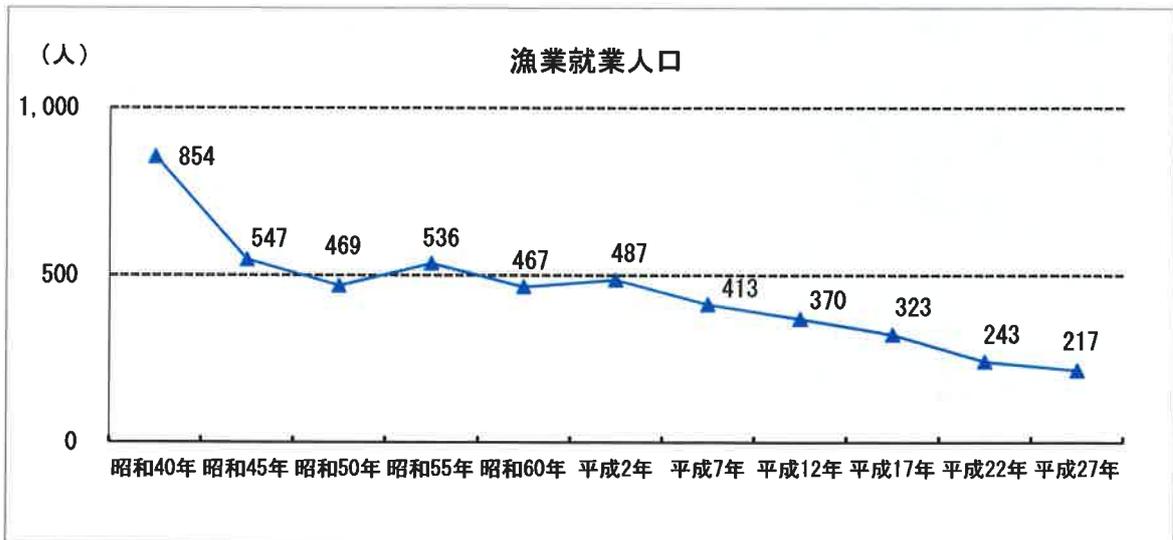
資料：北海道水産現勢

■ 年齢別漁業就業者数

(単位：人)

	計	24歳未満	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75歳以上
平成20年	288	6	7	14	17	18	12	17	35	41	29	24	68
平成25年	238	8	7	12	14	16	13	14	22	32	24	31	45
平成30年	178	7	13	10	10	12	16	14	13	14	22	13	34

資料：漁業センサス



資料：国勢調査

5 商工業

本町の商業は、地域住民の生活に密着した重要な役割を果たしているものの、卸小売業は人口減少や個人消費の低迷、町外への消費流出、さらにはインターネット等による通信販売など購買動向の多様化などにより販売額は減少傾向にあります。

個人経営者の高齢化に伴う廃業や後継者不足により空き店舗の増加などが目立つ状況となっており、また、一部地域においては商店が無いために、食料や日用雑貨の購入のためにバス等を利用しなければならない状況にあり、地域経済活性化への取り組みが求められています。

小売業においては、地域住民や観光客のニーズに対応した商品やサービスの提供はもとより、地域に根ざしたコミュニティの場や地域の伝統、文化の担い手としての役割が求められており、また、地場産品を活用した新たな特産品の創出なども求められています。

工業は、漁業関連の水産加工業が中心となっていますが、事業所数、従業員数、出荷額とも減少しており、地域の農水産物を利用した新たな商品開発や販路拡大に向けた取り組みが求められています。

■卸小売業の事業所数・従業者数・年間販売額

区 分		平成 16 年	平成 19 年	平成 24 年	平成 26 年	平成 28 年
卸 売 業	事 業 所 数	5	4	5	5	4
	従 業 者 数 (人)	27	18	21	26	21
	年間販売額(百万円)	1,983	1,617	2,451	2,105	1,136
小 売 業	事 業 所 数	51	48	56	34	29
	従 業 者 数 (人)	146	134	156	94	69
	年間販売額(百万円)	1,502	1,351	1,664	760	788
合 計	事 業 所 数	56	52	61	39	33
	従 業 者 数 (人)	173	152	177	120	90
	年間販売額(百万円)	3,485	2,968	4,115	2,865	1,924

資料：商業統計調査・経済センサス

■工業の事業所数・従業者数・工業出荷額（従業者4人以上の事業所）

区 分	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
事業所数	5	4	2	2
従業者数（人）	45	28	13	16
出荷額（万円）	42,114	19,269	（未公表）	（未公表）

資料：工業統計調査

6 観光

本町は、ニセコ・積丹・小樽海岸国定公園や日本の渚百選に選定された海岸、積丹岳などの自然景観を資源とした観光振興を図るため、自然公園施設の整備や海浜地の環境保全対策、水中展望船の運航を行うとともに、新鮮な海産物のイメージを活かしたイベントの開催などが行われてきました。

平成8年の国道229号積丹半島周遊国道の開通及び国道229号積丹防災対策による道路網の整備、平成30年の後志自動車道開通に加え、北海道新幹線札幌延伸により、千歳～札幌～小樽～積丹間の至近性が一層進展することが見込まれ、小樽やニセコ地域などの観光地との連携、増大するインバウンド対策、多様な体験型観光ニーズの増大等を見据えた、観光客誘致対策が必要となっています。

また、観光客の多くは、6～8月の夏期に集中することから、地域の歴史や文化などを活用した観光ルートの創出など観光シーズンの延長対策と滞在時間の拡大を合わせて、多様化する観光客のニーズに対応する新たな取り組みが必要です。

積丹町の魅力を更に増すには、訪れる人々を地域ぐるみで温かくもてなす取り組みが大切です。

そのためには、観光に携わる者だけでなく、地域に住む人たちも含めた観光ホスピタリティの向上が求められています。

■観光客入り込み数

（単位：千人）

区 分	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和元年
観光客入込数	712	745	786	1,293	1,204	923	1,011	1,227
うち宿泊者数	124	101	69	130	75	60	71	84

（資料：北海道観光入込客調査）

7 雇用・労働

本町の就業者数は、1,043人（平成27年国勢調査）で、総人口に対する就業者数は49.4%となっています。

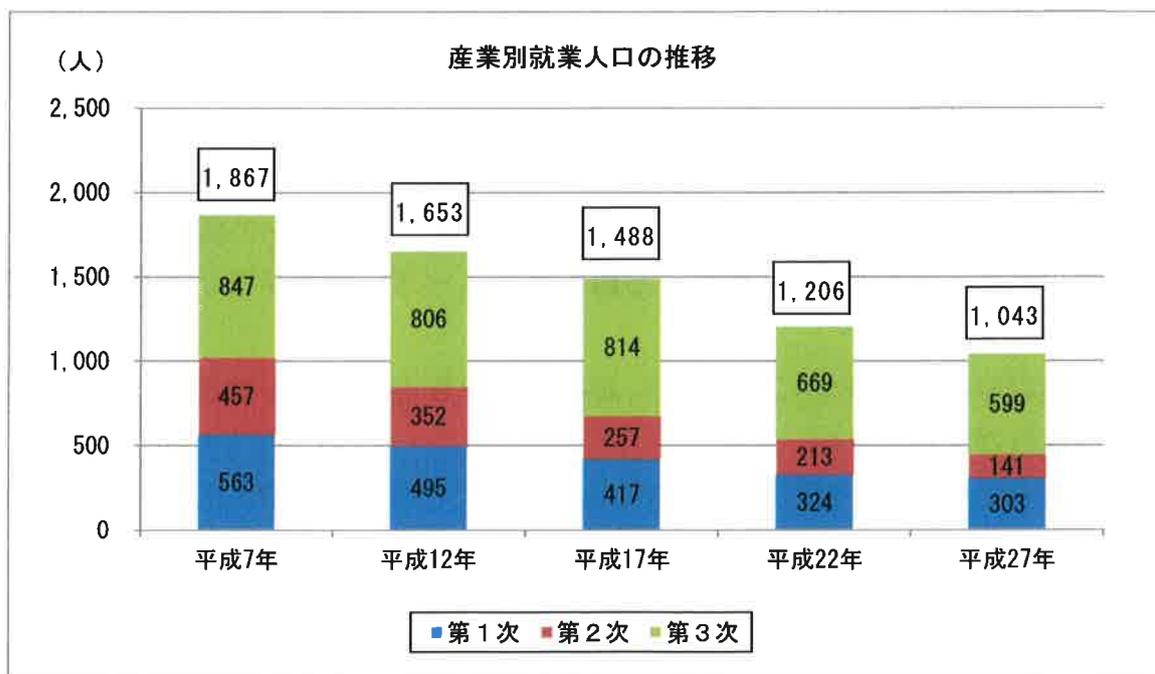
産業別就業人口を平成7年と平成27年とで比較すると、第1次産業は563人から303人、第2次産業は457人から141人と大幅に減少し、第3次産業も847人から599人と縮小しています。

また、産業別就業人口割合では、第2次産業の割合が減少し、第1次産業と第3次産業の割合が増加しています。

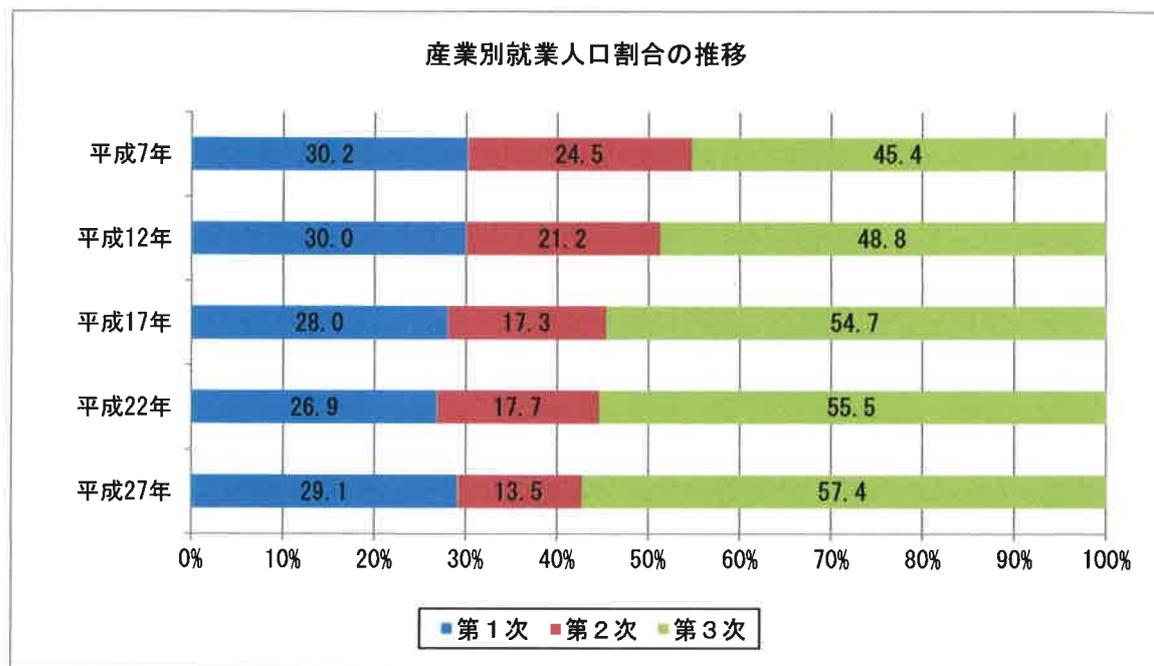
町内には安定的に通年で就労する場が少ない一方、夏期は、旅館、飲食店のほか漁業や農業でもパートタイム労働者が不足している状況にあります。

このことが若年層の町外流出の要因ともなっており、町の人口減少対策を検討する上でも安定的な雇用の場の確保が必要です。

非正規労働者の増加など就業形態が変化しており、季節労働者やパートタイムなどの相談・助言体制の整備が必要です。



資料：国勢調査



資料：国勢調査

第5節 交通・主な施設

道路は、国道1路線、道道2路線、町道156路線の計159路線です。

町内に鉄道はなく、民間の路線バスが小樽市、札幌市との間で運行されており町外とを結ぶ重要な公共交通となっています。

子育て・教育・文化に関する施設は、保育所2箇所、子育て支援センター1箇所、小学校4校、中学校1校があり、可動席(210席)とステージに音響・照明設備を備えた大ホールなどがある総合文化センターがあるほか、体育館、プール、トレーニング機材等を備え、様々な年代の方々が集い、子育て・福祉・健康を軸としコミュニティの活性化を図るための高度利用化が図られたB&G海洋センターがあります。

医療や福祉に関する施設は、町立診療所と民間歯科診療所が1カ所あるほか、高齢者福祉施設として、通所介護施設と高齢者の入所施設が併設された「エイジングステーション“やすらぎ”」があり、平成28年4月には、町内初の介護老人福祉施設として民設民営方式により開設された、積丹町地域密着型特別養護老人ホーム「ゆうるり」があります。

また、野塚地区の町営温泉「岬の湯しゃこたん」には多くの人々が訪れ、都市住民との交流や特産品の販売など、地域の振興・活性化の拠点となっています。

第2章 計画の策定にあたって

第2章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨

わが国の総人口は、令和2年11月1日現在、1億2,577万人（総務省統計局）で、そのうち65歳以上の高齢者人口は、3,621万人、高齢化率は28.8%で約3人に1人が高齢者となっており、平成27年には、いわゆる「*団塊の世代」の方がすべて65歳以上に到達し、さらに団塊の世代が75歳以上となる5年後の令和7年には、総人口は1億2,254万人、高齢者人口は、3,677万人（国立社会保障・人口問題研究所）となり、高齢化率は30.0%になると見込まれています。

本町においても、令和2年11月末現在で総人口は1,929人（住民基本台帳）、そのうち高齢者人口は929人、高齢化率は北海道や全国平均を上回る48.2%となっており、高齢化が進行しています。

こうした中、本町では、平成30年3月に平成30年度から令和2年度までの3年間を計画期間とする「第8次積丹町高齢者保健福祉計画」を策定し、高齢者保健福祉施策を総合的に推進してきましたが、さらに今後、高齢化がますます進展することから、高齢者が住み慣れた地域において、安心して暮らし続けられるための高齢者保健福祉施策の充実を図る必要があります。

このような状況を踏まえ、本町では、「第5次積丹町総合計画（平成24年度～令和3年度）」において、「地域ぐるみでつくる健康、支えあう福祉のまちづくり」の高齢者福祉分野として掲げた基本目標の実現に向けて、高齢者保健福祉施策を総合的かつ計画的に推進するため、「第9次積丹町高齢者保健福祉計画（令和3年度～令和5年度）」を策定することとしました。

第2節 計画の位置づけ

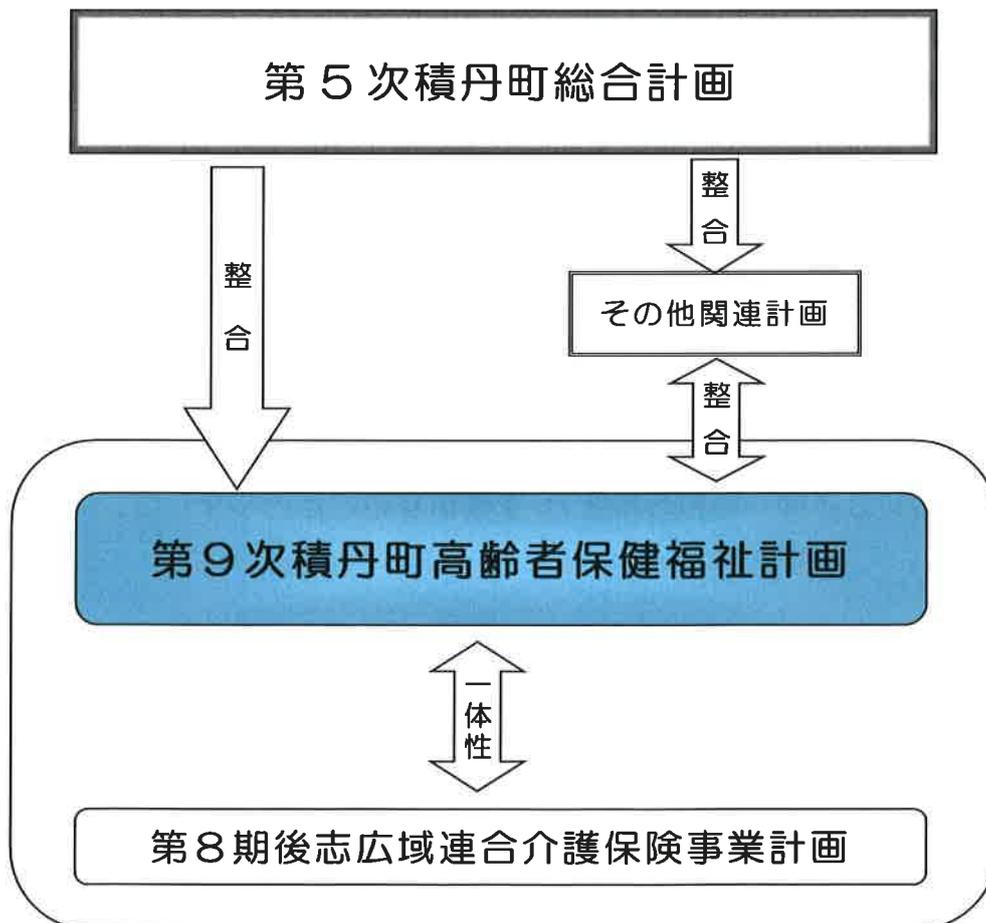
1 計画策定の法的根拠

本計画は、老人福祉法第20条の8の規定に基づく市町村老人福祉計画（高齢者保健福祉計画）と介護保険法第117条の規定に基づく介護保険事業計画を一体的に策定するものですが、介護保険事業は、平成21年度から後志広域連合（以下「広域連合」という。）で行っていることから、介護保険事業の運営主体は広域連合になります。

よって、高齢者保健福祉計画は本町が策定し、介護保険事業計画は保険者である広域連合が策定することとなります。

2 他計画との関係

本計画は、「第5次積丹町総合計画（平成24年度～令和3年度）」を上位計画とする部門別計画として位置付け、その他関連計画との整合性を図りながら策定するものです。



第3節 計画の期間

本計画は、介護保険事業計画と一体のものとして作成することが求められていることから、介護保険事業計画の見直しに併せて計画の見直しを行います。

本計画の計画期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間とします。

平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
第8次								
		見直し	第9次（本計画）					
					見直し	第10次		
								見直し

第4節 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、保健・医療・福祉の関係者、学識経験者、被保険者の代表などの参画により、「第9次積丹町高齢者保健福祉計画策定委員会」を設置し、各施策に関する検討と計画に対する意見や要望の集約を図り、また、庁内では、関係各課との連携により、計画原案の作成に必要な調査や具体的施策の検討・調整を行った。

第3章 高齢者を取り巻く現状

第3章 高齢者を取り巻く現状

第1節 高齢者数等の現状と推計

1 人口・高齢者数の推移

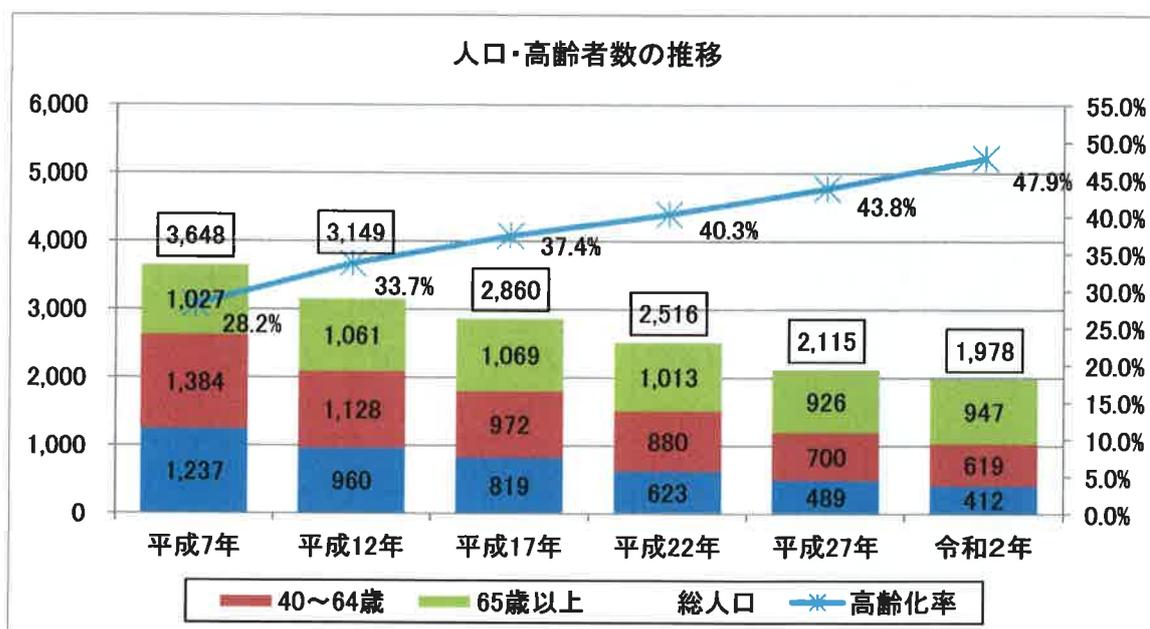
本町の総人口は年々減少しており、令和2年1月1日現在の住民基本台帳人口は1,978人で、そのうち65歳以上の高齢者は947人、高齢化率は47.9%と約2人に1人が高齢者という超高齢社会を迎えております。

■人口・高齢者数の推移

(単位：人)

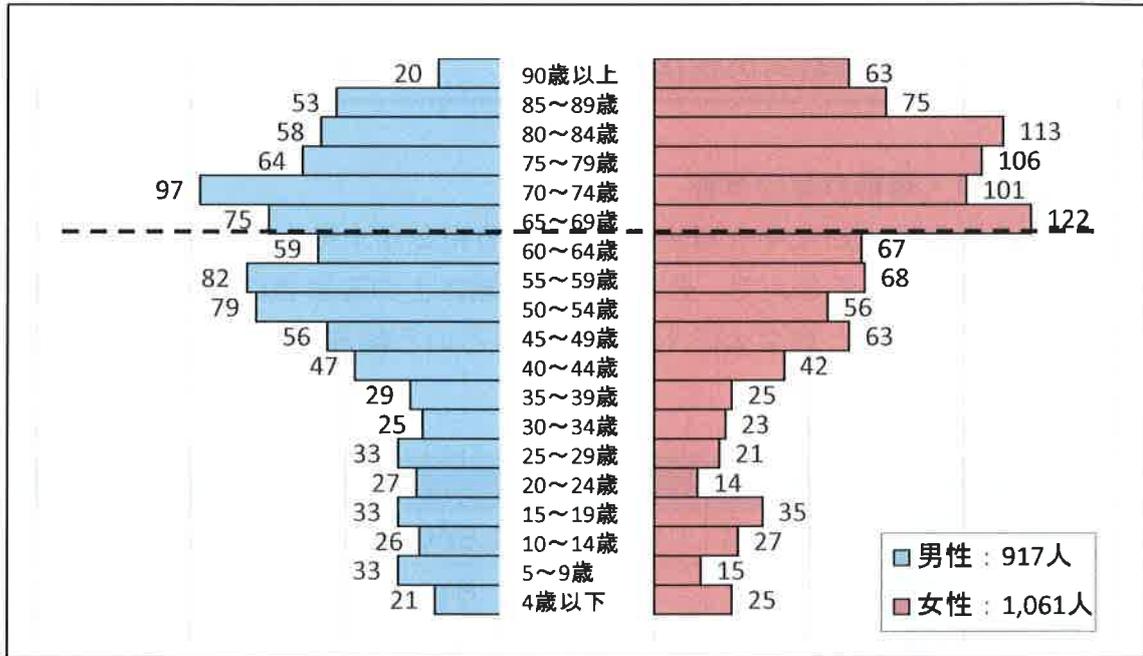
区分	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
総人口	3,648	3,149	2,860	2,516	2,115	1,978
40歳未満	1,237	960	819	623	489	412
40～64歳	1,384	1,128	972	880	700	619
65歳以上	1,027	1,061	1,069	1,013	926	947
高齢化率	28.2%	33.7%	37.4%	40.3%	43.8%	47.9%
※前期高齢者 (65～74歳)	655	599	521	445	408	395
前期高齢化率	18.0%	19.0%	18.2%	17.7%	19.3%	20.0%
※後期高齢者 (75歳以上)	372	462	548	568	518	552
後期高齢化率	10.2%	14.7%	19.2%	22.6%	24.5%	27.9%

(資料：国勢調査、R2 北海道の高齢者人口の状況)



■年齢階級別人口（令和2年）

（単位：人）



2 高齢化率の推移

高齢化率は、本町・後志管内・北海道のいずれも年々高齢化が進展しています。

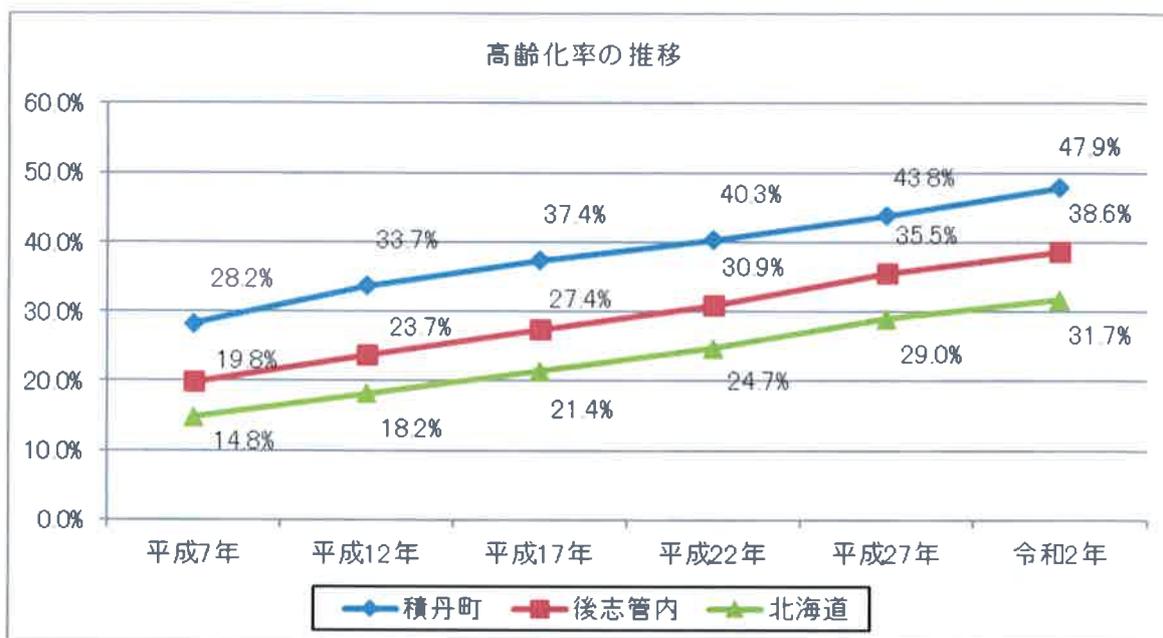
令和2年1月1日現在の住民基本台帳人口による本町の高齢化率47.9%は、後志管内（38.6%）及び北海道（31.7%）より高く、さらに北海道全体の中では5番目に高い水準となっています。

■高齢化率の推移

（単位：人）

区分		平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
積丹町	総人口	3,648	3,149	2,860	2,516	2,115	1,978
	高齢者数	1,027	1,061	1,069	1,013	926	947
	高齢化率	28.2%	33.7%	37.4%	40.3%	43.8%	47.9%
後志管内	総人口	274,893	262,811	250,066	232,940	215,522	201,633
	高齢者数	54,427	62,274	68,491	71,904	76,489	77,769
	高齢化率	19.8%	23.7%	27.4%	30.9%	35.5%	38.6%
北海道	総人口	5,692,321	5,683,062	5,627,737	5,506,419	5,381,733	5,226,066
	高齢者数	844,927	1,031,552	1,205,692	1,358,068	1,558,387	1,654,626
	高齢化率	14.8%	18.2%	21.4%	24.7%	29.0%	31.7%

（資料：国勢調査、R2 北海道の高齢者人口の状況）



3 高齢者人口の推計

高齢者の将来人口の推計値は、平成27年までは国勢調査の実績値で、令和2年からは国立社会保障・人口問題研究所の推計値を用いています。

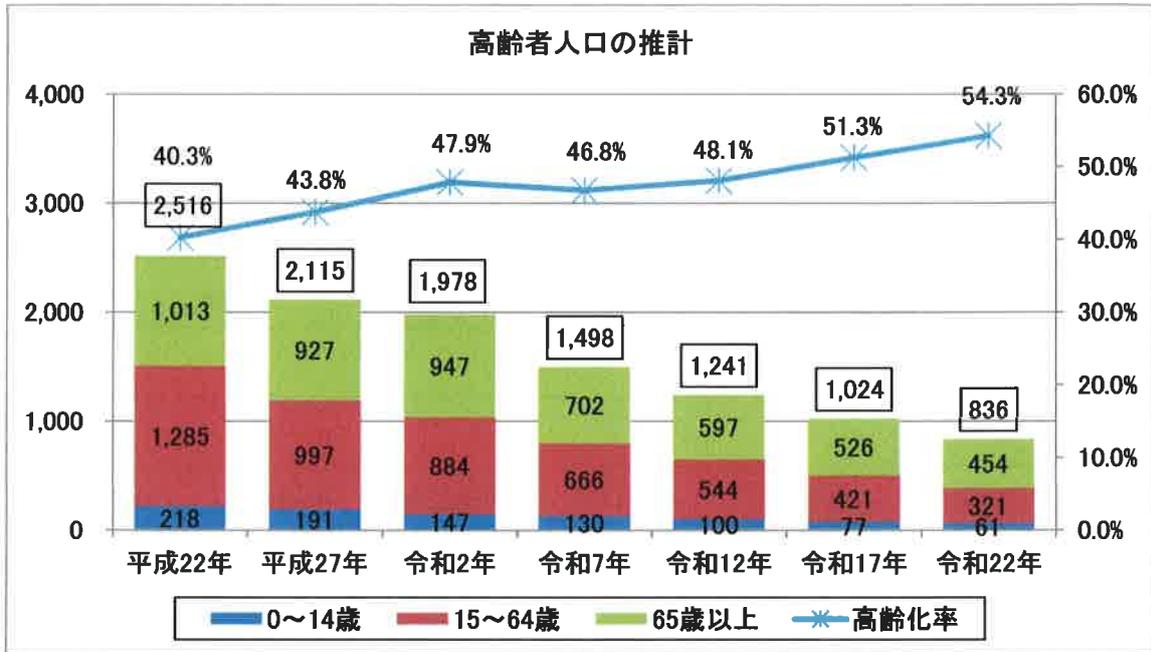
今後、総人口及び65歳以上人口はともに減少しますが、高齢化率は増加の傾向をたどり、団塊ジュニア世代が65歳になる令和22年度(2040年度)には、65歳以上の人口が454人、高齢化率が54.3%となることが見込まれます。

■高齢者人口の推計

(単位：人)

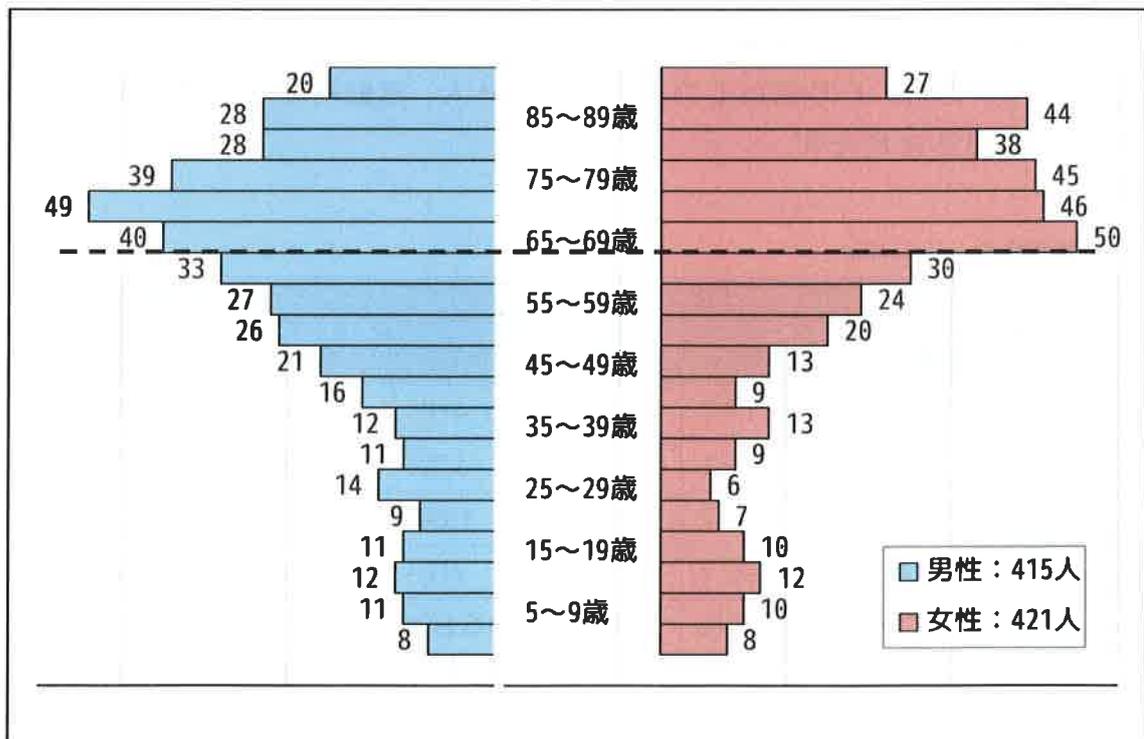
区分	平成22年 (実績)	平成27年 (実績)	令和2年 (実績)	令和7年 (推計)	令和12年 (推計)	令和17年 (推計)	令和22年 (推計)
総人口	2,516	2,115	1,978	1,498	1,241	1,024	836
0~14歳	218	191	147	130	100	77	61
15~64歳	1,285	997	884	666	544	421	321
65歳以上	1,013	927	947	702	597	526	454
高齢化率	40.3%	43.8%	47.9%	46.8%	48.1%	51.3%	54.3%

(資料：国勢調査(平成22・27年))



■年齢階級別人口（令和22年）

（単位：人）



4 高齢者世帯の状況

平成27年における一般世帯に占める高齢者のいる世帯の割合は、66.7%となっており、平成17年より5.5%増加しています。

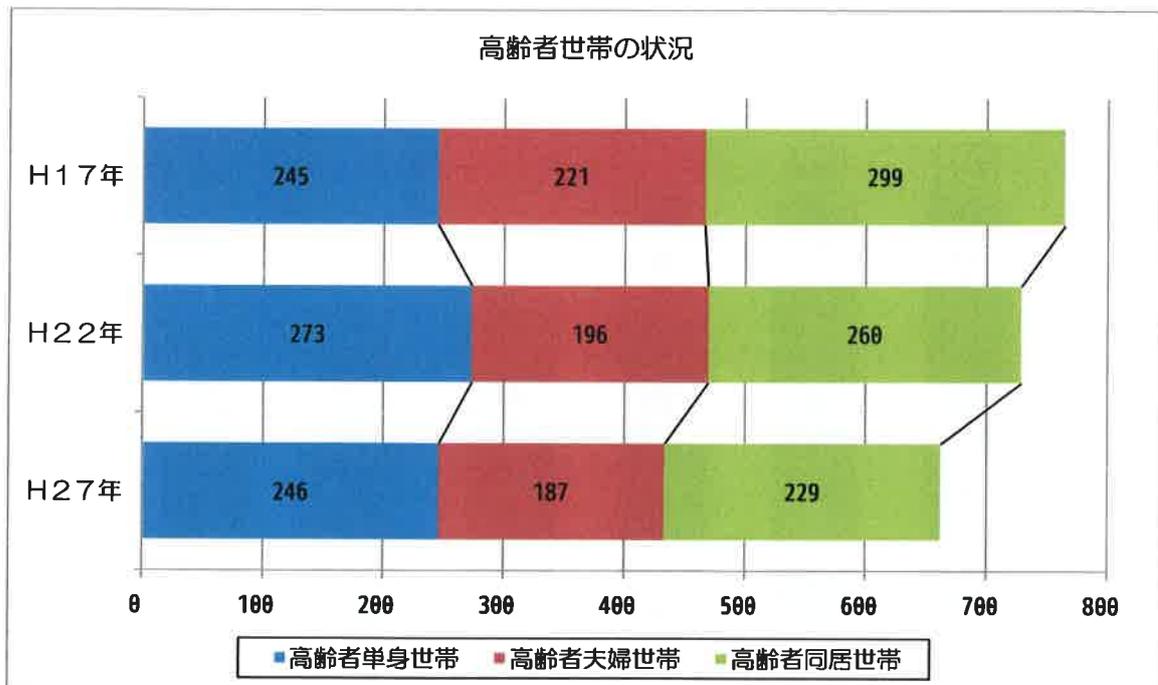
高齢者のいる世帯の内訳をみると、高齢者単身世帯が246世帯で高齢者のいる世帯に占める割合は37.2%、高齢者夫婦世帯は187世帯で28.2%となっています。

■高齢者世帯の状況

(単位：世帯)

区 分	平成 17 年		平成 22 年		平成 27 年	
	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比
一般世帯	1,251	-	1,174	-	993	-
高齢者のいる世帯	765	61.2%	729	62.1%	662	66.7%
高齢者単身世帯	245	19.6%	273	23.3%	246	24.8%
高齢者夫婦世帯	221	17.7%	196	16.7%	187	18.8%
高齢者同居世帯	299	23.9%	260	22.1%	229	23.1%

(資料：国勢調査)



5 ※要支援・要介護認定者数の推計

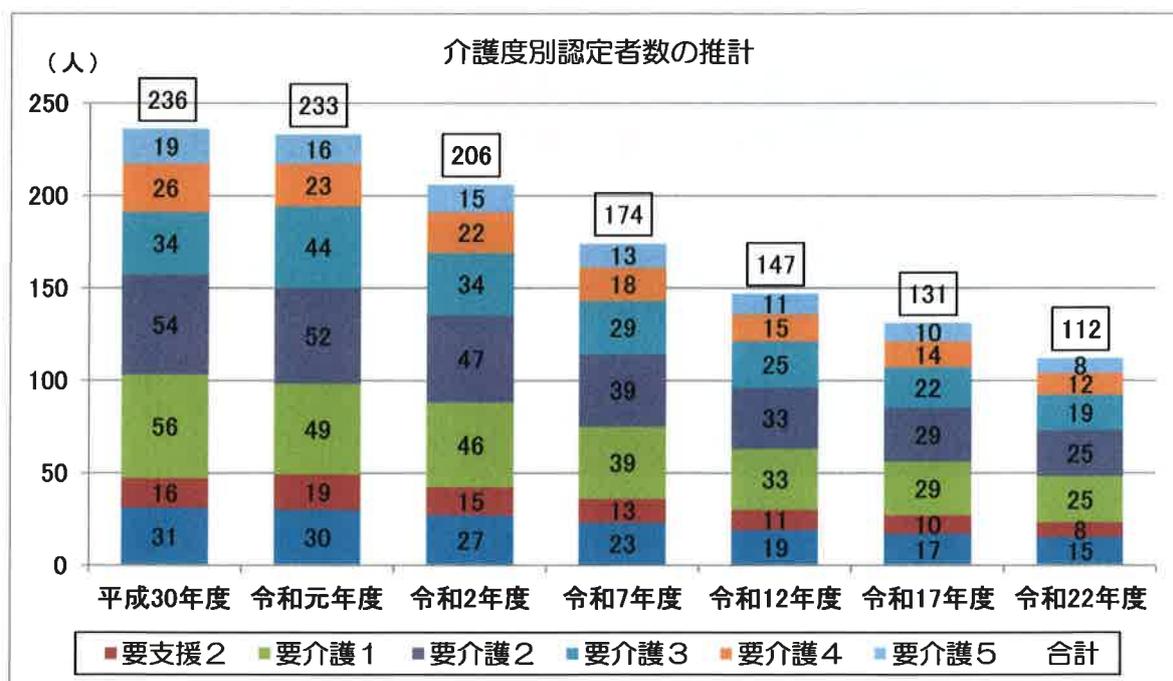
要支援・要介護認定者数の推計値は、平成30年度末と令和元年度末の要介護認定データと高齢者人口のデータを基に推計しています。

高齢化率は増加するものの、人口の減少に伴い、認定者数は減少する見込みとなっています。

■介護度別認定者数の推計

(単位：人)

区分	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (推計)	令和7年度 (推計)	令和12年度 (推計)	令和17年度 (推計)	令和22年度 (推計)
要支援1	31	30	27	23	19	17	15
要支援2	16	19	15	13	11	10	8
要介護1	56	49	46	39	33	29	25
要介護2	54	52	47	39	33	29	25
要介護3	34	44	34	29	25	22	19
要介護4	26	23	22	18	15	14	12
要介護5	19	16	15	13	11	10	8
合計	236	233	206	174	147	131	112



第2節 高齢者の生活の状況

1 高齢者の住居の状況

高齢者の住居の状況を国勢調査からみると、高齢者のいる一般世帯の持ち家の割合は、平成27年では91.4%となっており、平成17年と比較すると1.0%減少しています。

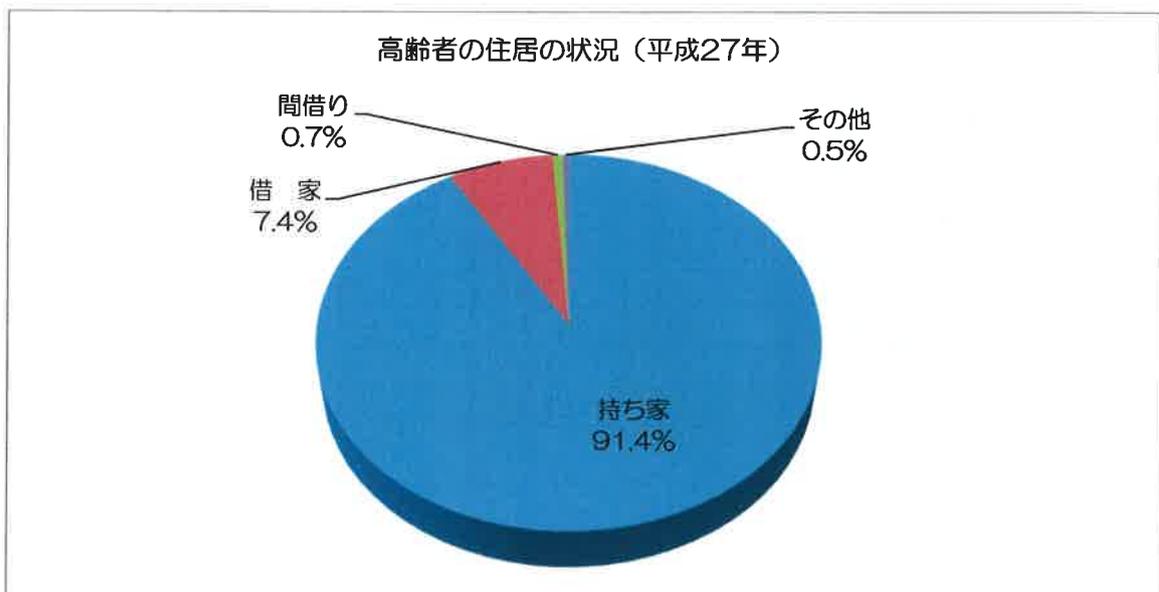
また、借家の割合は、平成27年で7.4%となっており、平成17年と比較すると1.5%増加しています。

■ 高齢者の住居の状況

(単位：世帯)

区分	平成17年		平成22年		平成27年	
	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比
高齢者のいる一般世帯	765	100.0%	729	100.0%	662	100.0%
住宅に住む一般世帯	760	99.3%	727	99.3%	659	99.5%
世帯主	752	98.3%	721	98.3%	654	98.8%
持ち家	707	92.4%	661	92.4%	605	91.4%
借家	45	5.9%	60	5.9%	49	7.4%
公営・公団・公社の借家	35	4.6%	36	4.6%	39	5.9%
民営の住宅	8	1.0%	20	1.0%	9	1.4%
給与住宅	2	0.3%	4	0.3%	1	0.1%
間借り	8	1.0%	6	1.0%	5	0.7%
住宅以外に住む一般世帯	5	0.7%	2	0.7%	3	0.5%

(資料：国勢調査)



2 高齢者の就業の状況

65歳以上の就業率は、平成22年までは減少傾向が続き26.9%まで減少しましたが、平成27年には33.5%と増加に転じています。

また、15歳以上の全就業者数のうち65歳以上が占める割合についても、平成27年では29.7%となっており、平成17年と比較し5.6%増加しています。

産業分類別に65歳以上の就業状況をみると、第3次産業が47.8%と最も多くなっています。

■高齢者の就業の状況

(単位：人)

区 分	平成17年	平成22年	平成27年
15歳以上の就業者数	1,488	1,206	1,043
65歳以上の人口総数	1,069	1,013	926
65歳以上の就業者数	358	273	310
65歳以上人口に占める就業者の割合	33.5%	26.9%	33.5%
全就業者に占める65歳以上の割合	24.1%	22.6%	29.7%

(資料：国勢調査)

■産業分類別就業者数の状況

(単位：人)

区 分	全就業者数		65歳以上就業者数(再掲)		
	人 数	構成比	人 数	構成比	全就業人口比
第1次産業	303	29.0%	121	39.0%	39.9%
農業・林業	86	8.2%	33	10.6%	38.4%
漁業	217	20.8%	88	28.4%	40.6%
第2次産業	141	13.5%	41	13.2%	29.1%
鉱業・採石業・ 砂利採取業	1	0.1%	0	0.0%	0.0%
建設業	87	8.3%	24	7.7%	27.6%
製造業	53	5.1%	17	5.5%	32.1%
第3次産業	599	57.5%	148	47.8%	24.7%
情報通信業	1	0.1%	0	0.0%	0.0%
運輸業・郵便業	18	1.7%	5	1.6%	27.8%
卸売業・小売業	95	9.1%	39	12.6%	41.1%
金融・保険業	2	0.2%	0	0.0%	0.0%
教育・学習支援業	32	3.1%	0	0.0%	0.0%
医療・福祉	76	7.3%	9	2.9%	11.8%
サービス業	278	26.7%	87	28.1%	31.3%
公務	97	9.3%	8	2.6%	8.2%
合 計	1,043	100.0%	310	100.0%	29.7%

(資料：平成27年国勢調査)

第4章 計画の基本的な考え方

第4章 計画の基本的な考え方

第1節 基本理念

【基本理念】

高齢者が住み慣れた家庭や地域で
安心して元気に暮らし続けられる
まちをめざして

本町の平成27年国勢調査結果における全人口に占める65歳以上の割合（高齢化率）は43.8%、75歳以上の割合（後期高齢化率）は24.5%で全国・北海道の平均よりも上回っており、今後、ひとり暮らし高齢者や寝たきりや認知症などによる高齢者が増加することが予測されています。

こうした少子高齢化が進展する中、地域における支えあいや見守りを通じて、すべての高齢者が住み慣れた家庭や地域で安心して過ごすことができ、高齢者が積極的に社会活動に参加し、健康づくりや生きがいづくりに取り組むことができる社会の実現が求められています。

本計画では、第8次計画に掲げた基本理念「高齢者が住み慣れた家庭や地域で安心して元気に暮らし続けられるまちをめざして」を踏襲しつつ、高齢者のニーズに応じた一体的なサービスの提供、また、社会参加や健康づくりを通じて高齢者が生きがいを持てる環境の整備を進め、保健・医療・福祉等、様々な関係機関との連携のもとに、高齢者が健康で明るく、住み慣れた家庭や地域で安心して暮らせるよう、全ての世代の住民が一体となった高齢者福祉施策を効率的かつ効果的に展開します。

第2節 基本目標

【基本目標1】 生きがいつくりと社会参加の促進

高齢者が生きがいを持って充実した生活を送るためには、地域におけるボランティア活動や生涯学習、スポーツ活動、世代間交流などの幅広い生きがいつくり活動や就業機会の提供などに努めるとともに、高齢者の豊富な知識や経験などを活かして積極的に社会参加できる環境づくりのための施策を推進します。

【基本目標2】 健康づくりと介護予防の推進

高齢者が要支援・要介護状態になることや要介護状態の悪化を予防し、できる限り健康でいきいきとした生活が送れるよう、保健・医療・福祉の関係機関が連携を図りながら、生活習慣病・重症化予防等の健康づくりや生活機能低下（フレイル）の早期発見・早期対応を行う介護予防施策を推進します。

また、令和2年度から実施した国制度の「高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施事業」により、高齢者の生活習慣病重症化予防や心身の多様な課題にきめ細やかに対応し、健康づくりと介護予防の施策を一体的に推進します。

【基本目標3】 高齢者の*尊厳を支える地域ケア体制の推進

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、個人としての尊厳を尊重しつつ、高齢者を社会全体で支える体制づくりを整備していく必要があります。

地域包括支援センターが行う地域ケア会議などを中心に、保健・医療・福祉の関係機関の連携を強化し、必要な情報を共有し、その活用を図ります。

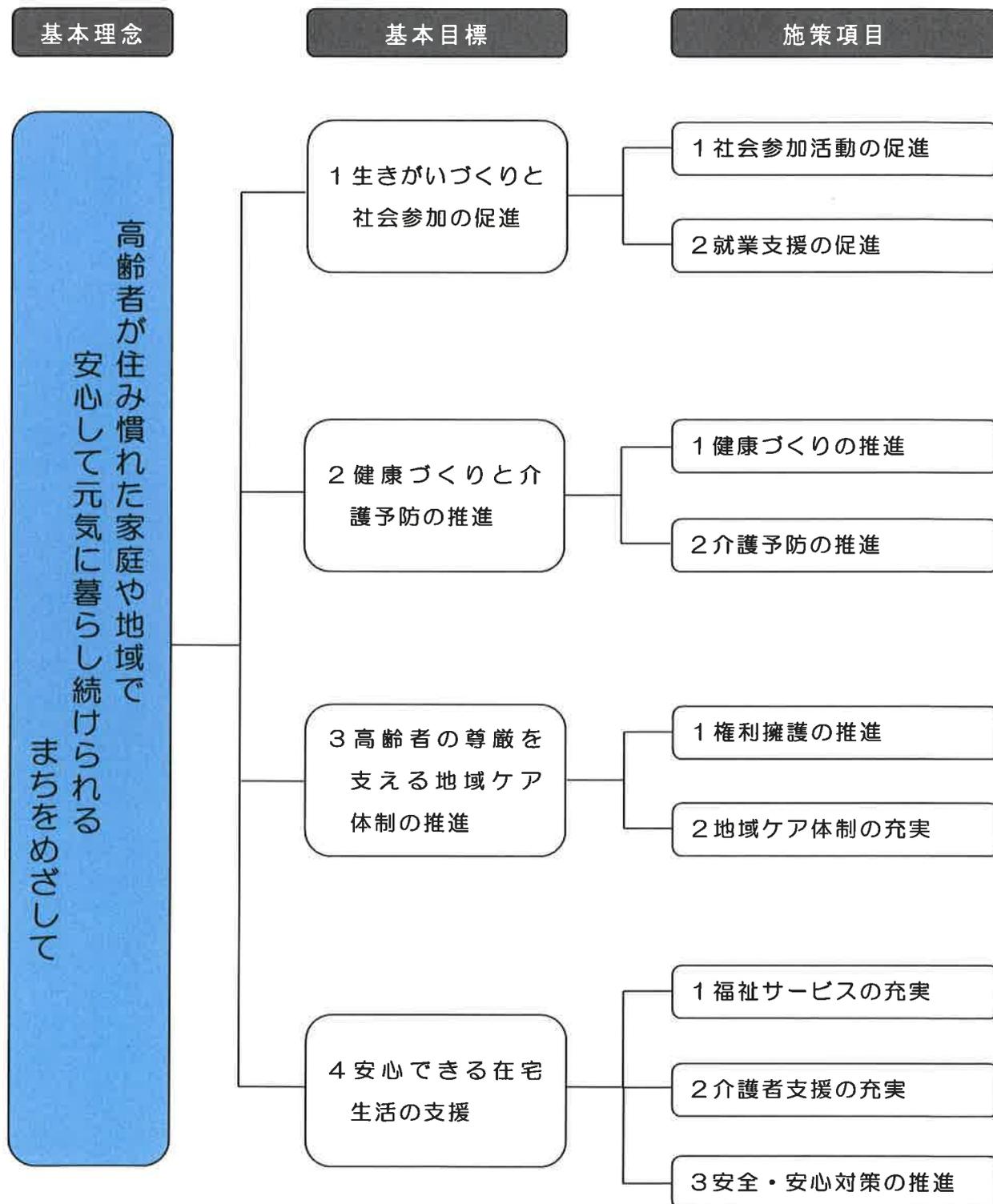
また、相談体制の充実、各種サービスの充実を図り、高齢者虐待の防止や成年後見制度の活用をはじめとする権利擁護などの施策を推進します。

【基本目標4】 安心できる在宅生活の支援

交通事故や消費トラブルから高齢者を守るため、交通安全や防犯対策の取り組みや災害時等の緊急時における安全対策を強化するとともに、高齢者が住み慣れた家庭や地域で必要なサービスを利用しながら過ごせるよう各種サービスの充実に努めます。

また、重度の認知症や専門的な介護が必要な高齢者が、住み慣れた地域での生活が続けられるよう、民設民営方式により建設された地域密着型介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）との連携・協力体制の構築を図ります。

第3節 施策の体系



第5章 高齢者施策の展開

第5章 高齢者施策の展開

第1節 生きがいづくりと社会参加の促進

1 社会参加活動の促進

(1) 老人クラブ活動の支援

老人クラブは、地域における高齢者の自主的な団体として、仲間づくりを通じた生きがいや健康づくりなど生活を豊かにする活動を行うとともに、個々の知識や経験を生かして、関係団体と協力し、地域を豊かにする社会活動に取り組んでいます。

高齢者の知識・技能の伝承、社会奉仕活動や健康づくり事業等の一層の推進を図るため、老人クラブ活動を支援します。

【老人クラブ数及び会員数（見込）】

区 分	2年度	3年度	4年度	5年度
クラブ数（クラブ）	5	5	5	5
会員数（人）	153	148	144	140

(2) ふれあい交流事業

高齢者及び障がい者の健康増進、閉じこもり防止、世代間交流及び地域間交流に資することを目的として、平成14年度から75歳以上の高齢者や障がい者等を対象に「岬の湯しゃこたん」入浴優待券を交付しています。

今後も高齢化が進展していく中、健康増進や交流機会の場を提供することで*介護予防の効果も見込まれることから、入浴優待券を交付します。

【入浴優待券の交付対象者及び交付者数（見込）】

区 分	2年度	3年度	4年度	5年度
交付対象者数（人）	596	600	600	600
交付者数（人）	208	210	210	210

(3) 敬老会開催事業

高齢者の長寿を祝い、敬老の意を表するため、75歳以上の高齢者を対象として、9月に総合文化センターにおいて、敬老会を開催しています。

今後も敬老会の開催方法や内容などの充実に努めます。

【敬老会の対象者数及び参加者数（見込）】

区 分	2年度	3年度	4年度	5年度
対象者数（人）	547	536	525	514
参加者数（人）	0	96	95	93

※令和2年度は新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため開催中止。

（4）生涯学習の充実

生涯学習は、学習内容の発表などの機会を通して生きがいを育み、スポーツ・レクリエーション活動等は、健康の維持や余暇を楽しむことで心を豊かにします。

高齢者の興味や関心領域は多岐にわたっており、この多様なニーズに添えていくため町教育委員会の主催により、生涯学習の一環とした「リフレッシュ学級」が開催されています。

今後も生涯学習の情報提供や学習内容の充実に努めます。

【リフレッシュ学級の開催回数及び参加者数（見込）】

区 分	2年度	3年度	4年度	5年度
開催回数（回）	5	5	5	5
参加者数（人）	100	100	100	100

2 就業支援の促進

（1）生産活動センター運営事業

平成7年に生産活動センターが設立されて以来、高齢者の就業機会の提供など、高齢者の能力を活かした活力ある地域づくりに努めています。

今後も高齢者の高い就業意欲と豊富な知識や技能を活かしながら、労働力の担い手として活動できるよう、生産活動センターと連携しながら高齢者の生きがいづくりと就業機会の増大を図るため、生産活動センターの運営を支援します。

【生産活動センターの会員数（見込）】

区 分	2年度	3年度	4年度	5年度
会員数（人）	33	33	33	33

第2節 健康づくりと介護予防の推進

1 健康づくりの推進

(1) 健康教育・健康相談

※生活習慣病予防などの健康に対する正しい知識を広めるとともに、「自分の健康は自分で守る」という認識と自覚を高め、生涯にわたる健康の保持・増進を図ることを目的に、健康づくり及び基本健康診査のフォローとして、個別健康教育・集団健康教育を実施します。

また、心身の健康について、保健師、管理栄養士等が個別に必要な助言や指導を行い、生活習慣病の予防と、高齢期における生活の質を高く維持することを目的として、健康教育及び健康相談を実施します。

【健康教育・健康相談の開催回数及び延べ人数（見込）】

区 分	2年度	3年度	4年度	5年度
開催回数（回）	5	6	6	6
延べ人数（人）	33	33	33	33

(2) 基本健康診査

※メタボリックシンドロームや生活習慣病などの早期発見、早期予防のため、40歳から74歳までの国民健康保険加入者を対象に特定健康診査を実施します。

なお、特定健康診査等の受診率の向上等を図ることを目的とした健康づくり関連対策事業として、はつらつウォーキング歩健事業、積丹げんき応援“Wan”歩イント事業、ワンコイン健診及び特定健診データ受領事業を一体的に実施し、将来にわたっての健康の維持に向けた現役世代からの継続的な取組として実施します。

また、75歳以上の方を対象に、健康の保持増進と介護予防を目的とした後期高齢者健康診査を実施します。

【健康診査の受診者数（見込）】

区 分	2年度	3年度	4年度	5年度
受診者数（人）	242	297	293	301

(3) がん検診

がんの早期発見・早期治療に向け、胃がん、肺がん、大腸がん、子宮がん及び乳がん検診などを実施します。

また、がん検診についての啓発の実施及び基本健康診査と同時実施による受診率向上に努めるとともに、要精密検査対象者への受診勧奨をします。

【各種がん検診の受診者数（見込）】

区 分		2年度	3年度	4年度	5年度
胃がん	受診者数(人)	90	125	138	143
肺がん	受診者数(人)	144	195	188	182
大腸がん	受診者数(人)	129	195	188	182
子宮がん	受診者数(人)	23	77	86	91
乳がん	受診者数(人)	27	59	62	63

(4) 歯科健康診査

令和2年度からの新規事業として、後期高齢者を対象に歯科健康診査を実施し、口腔状態を良好に保つことによる全身の健康増進及び介護予防を図ります。

【歯科健診の受診者数（見込）】

区 分	2年度	3年度	3年度	4年度
受診者数(人)	5	10	10	10

(5) はつらつウォーキング歩健事業

満19歳以上の町民を対象に、自発的に行う歩行運動に使用する万歩計の購入に要する費用と特定健診等の受診費用の一部を助成し、日常生活の改善や健康増進に対する意識の向上を図ります。

【はつらつウォーキング保健事業の助成者数（見込）】

区 分	2年度	3年度	3年度	4年度
助成者数(人)	3	3	3	3

(6) 積丹げんき応援“Wan”歩イント事業

特定健診やがん検診などの各種健診、健康づくりに関する教室及びはつらつウォーキング歩健事業等の健康づくり活動への参加に対しポイントを付与し、一定のポイントを貯めた方に対し、応募抽選により健康に関連した景品をプレゼントすることにより、健康づくりに対する意識の向上を図ります。

【積丹げんき応援“Wan”歩イント事業の参加者数（見込）】

区 分	2年度	3年度	4年度	5年度
助成者数（人）	130	180	190	199

(7) 訪問指導

自宅において寝たきりの状態にある人やこれに準ずる状態にある人、認知症高齢者、健康診査などで健康管理上指導が必要と認められた人に対して、保健師、管理栄養士等が訪問し、心身機能の低下防止、健康の保持・増進、介護者への援助などを目的とした必要な保健指導や栄養指導を実施します。

【訪問指導の延べ人数（見込）】

区 分	2年度	3年度	4年度	5年度
延べ人数（人）	130	160	180	210

2 介護予防の推進

(1) 介護予防・生活支援サービス事業

① 訪問型サービス事業（第1号訪問事業）

要支援認定を受けた被保険者及び厚生労働省が定める*基本チェックリストによる事業対象者（以下「要支援者等」という。）に対し、訪問介護員等が居宅において、介護予防を目的とした生活援助（清掃、洗濯など）と身体介護（利用者の身体に直接接触して行う入浴、排せつ、食事の介助など）等、在宅環境に応じた支援を実施します。

【訪問型サービス事業の実利用者数及び延べ利用者数（見込）】

区 分	2年度	3年度	4年度	5年度
実利用者数（人）	6	5	5	5
延べ利用者数（人）	152	150	150	150

② 通所型サービス事業（第1号通所事業）

要支援者等に対し、施設において、入浴、排せつ、食事等の日常生活上の支援及び機能訓練等、自立へ向けた支援を実施します。

【通所型サービス事業の実利用者数及び延べ利用者数（見込）】

区 分	2年度	3年度	4年度	5年度
実利用者数（人）	15	15	15	15
延べ利用者数（人）	820	850	850	850

③ 生活支援サービス事業（第1号生活支援事業）

○配食支援サービス

要支援者等で、心身の障がいや疾病等の理由により食事の調理が困難な高齢者に対し、定期的に居宅に訪問して栄養のバランスのとれた食事を配達するとともに、安否確認を実施します。

【配食支援サービスの実利用者数及び延べ配食数（見込）】

区 分	2年度	3年度	4年度	5年度
実利用者数（人）	4	3	3	3
延べ配食数（食）	150	230	230	230

○訪問安否確認支援サービス

要支援者等で、見守りが必要な高齢者に対し、訪問による声かけや励まし、健康状態の確認、孤独感の解消、相談対応等を実施します。

【訪問安否確認支援サービスの実利用者数及び延べ利用回数（見込）】

区 分	2年度	3年度	4年度	5年度
実利用者数（人）	6	5	5	5
延べ利用回数（回）	170	210	210	210

④ 介護予防*ケアマネジメント

要支援者等に対し、介護予防・生活支援サービス事業等が適切に提供されるよう、*アセスメントの実施、介護予防*ケアプランの作成、サービス提供後の状況把握、評価を実施し、自立した日常生活を送れるように支援します。

また、文書負担軽減のため、文書記載内容の簡略化及び文書保管の電子化等に取り組みます。

(2) *一般介護予防事業

① 介護予防把握事業

民生委員などの関係機関との連携や、*地域包括支援センターの相談事業により、要支援・要介護状態になる恐れの高い高齢者を*基本チェックリスト等により把握し、介護予防活動へつなげます。

【介護予防事業の対象者把握数（見込）】

区 分	2年度	3年度	4年度	5年度
対象者把握数（人）	366	17	17	300

② 介護予防普及啓発事業

介護予防に関する基本的な知識を普及啓発するための教室等を開催するほか、パンフレットなどを作成し配布します。

各種教室等は、保健師、管理栄養士、健康運動指導士及び理学療法士等の専門職との連携のもと、高齢者の通いの場として、介護予防・フレイル対策や、生活習慣病予防等に一体的に取り組み、高齢者の自立支援、重度化防止を目的とした『(新)いきいきクラブ』として統合した教室を新たに実施します。

【各種教室等の開催回数及び参加者数（見込）】

区 分		2年度	3年度	4年度	5年度			
転倒予防事業	開催回数（回）	6	/	/	/			
	参加者数（人）	17						
健口教室	開催回数（回）	2						
	参加者数（人）	11						
いきいきクラブ	開催回数（回）	5						
	参加者数（人）	32						
(新)いきいきクラブ	開催回数（回）	/				9	9	9
	参加者数（人）					150	150	150
てんとうむし教室	開催回数（回）	6				6	6	6
	参加者数（人）	110				120	120	120

③ 地域介護予防活動支援事業

介護予防に関するボランティア活動を実施し、地域におけるボランティアの担い手となる人材の養成や、地域活動組織の育成・支援に努めます。

【ボランティア活動事業の開催回数及び参加者数（見込）】

区 分	2年度	3年度	4年度	5年度
開催回数（回）	10	16	16	16
参加者数（人）	45	63	63	63

④ 一般介護予防事業評価事業

一般介護予防事業を含め、地域支援事業づくりの観点から総合事業全体を評価し、評価結果に基づき事業全体の改善を図ります。

第3節 高齢者の尊厳を支える地域ケア体制の推進

1 *権利擁護の推進

(1) 権利擁護事業

地域の住民、民生委員、*介護支援専門員などの支援だけでは十分に問題が解決できない事項や適切なサービス等につながる方法が見つからないなどの困難な状況がある高齢者が、地域において尊厳ある生活を維持し、安心して生活を送ることができるよう、専門的・継続的な視点から、高齢者の権利擁護のため必要な相談等の支援を行います。

成年後見制度利用促進法（平成28年5月施行）が目指す、権利擁護支援の必要な高齢者の早期相談に向けた、高齢者への見守り体制の強化と、広報機能、相談機能、制度利用促進機能及び後見人支援機能の4つの機能をもつ「中核機関」の整備に向け、小樽・北しりべし成年後見センター構成市町村において協議を進め、権利擁護に必要な支援体制づくりに努めます。

(2) *成年後見制度利用支援事業

成年後見制度を利用することが望ましい状況にある高齢者に対し、制度の利用促進を図ります。

また、身寄りのない高齢者、知的障がい者及び精神障がい者等で、判断能力が不十分なため成年後見制度を利用することが困難な場合は、本人に代わって町長が家庭裁判所に後見人等選任のため、申立ての手続きを行います。

なお、費用の負担をすることが困難と認められる人に対し、審判の請求に係る費用及び後見人への報酬の助成を行います。

(3) 高齢者の虐待防止

高齢者に対する虐待行為は、高齢者の心身に深い傷を負わせ、高齢者の基本的人権を侵害するものであり、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」の趣旨を踏まえ、通報及び届出の受理の窓口を広く周知するとともに、介護サービス事業者、関係団体、関係機関、地域住民等に対して、通報（努力）義務の周知をより一層強化します。

また、虐待を受けた高齢者の保護、養護者に対する支援など*高齢者虐待の防止に努めます。

さらに地域住民一人ひとりが高齢者虐待に関する認識を深めることが、高齢者虐待の防止・早期発見の第一歩となることから、地域住民に対する知識・理解の普及・啓発に努めます。

2 ※地域ケア体制の充実

(1) 高齢者の相談支援体制

地域包括支援センターが、高齢者やその家族などからの相談を受ける身近な地域の総合窓口の中心となり、一人ひとりの状態にあった支援が行える体制の充実を図ります。

また、相談業務は、的確かつ迅速に対応する必要があることから、日頃から要介護者などの状況把握に努めるとともに、地域包括支援センターにおける総合相談窓口の充実を図ります。

支援体制としては、地域包括支援センターや関係機関等との連携を図りながら、利用者のニーズに対応した総合的なサービス調整を行う体制づくりを進め、地域ケア会議などを通じて、介護予防や介護サービス、生活支援サービスの総合調整を行っていきます。

【相談件数（見込）】

区 分	2年度	3年度	4年度	5年度
相談件数（件）	195	195	195	195

(2) ※地域包括ケアシステムの構築・推進

① 地域包括ケアシステムの構築

今後、ますます高齢化が進行し、団塊の世代が75歳以上となる令和7年に向けて、高齢になり医療や介護等が必要な状態になっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしをできる限り続けることができるよう、個人の状態に合った必要なサービスを切れ目なく提供し、支援を行うことが必要となってきます。

さらに、令和22年度（2040年度）には団塊ジュニア世代が65歳となり、高齢者人口がピークを迎えることから介護需要の増加が見込まれると予想されています。

そのため、「医療」、「介護」、「予防」、「生活支援」、「住まい」、5つ



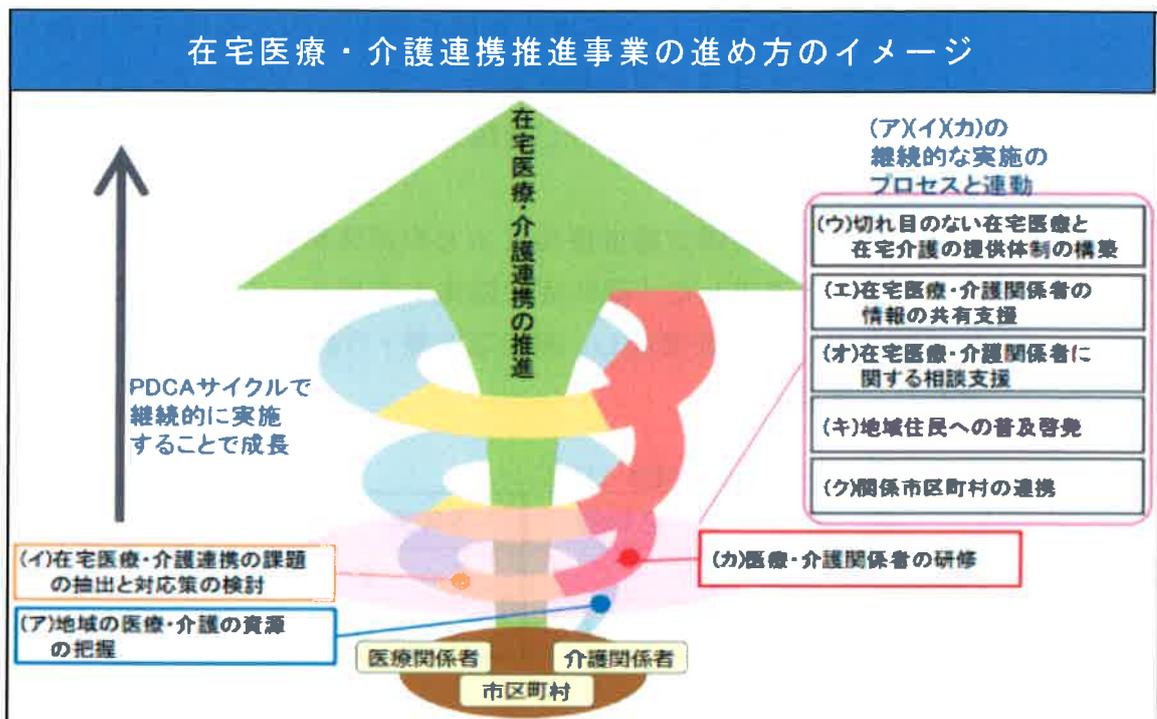
のサービスが有機的に連携し、一体的に提供されることで、高齢者の地域生活を支えていくことができます。

本町においても、地域包括ケアシステムの構築に向けて、「在宅医療・介護連携の推進」、「生活支援サービス体制の整備」、「認知症支援施策の推進」、「地域ケア会議の推進」、「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」について、積極的に取り組みます。

② 在宅医療・介護連携の推進

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、慢性疾患や認知症を抱えても、自宅等の住み慣れた生活の場で療養し、自分らしい生活を続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するために、地域における医療・介護の関係機関が、包括的かつ継続的な在宅医療・介護の提供を行います。

北海道や近隣町村と連携し、地域の病院との協議を深め、退院支援、療養支援、急変時の対応及び看取り等のさまざまな局面で、在宅での医療・介護が切れ目なく提供できる体制を強化していきます。



本事業の8つの事業項目の取組順序としては、まずは「(ア)地域の医療・介護資源の把握」により地域の実態を把握し、「(イ)在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討」で地域の医療・介護関係者と実態の共有、課題の抽出、対応策の検討を実施し、(ウ)から(ク)の事業項目を活用して実施する。

③ 生活支援サービス体制の整備

単身や夫婦のみの高齢者世帯、認知症の高齢者が増加する中、高齢者が地域において自立した日常生活を送ることができるように、生活支援コーディネーターが地域と連携し、高齢者を取り巻く日常生活の課題を把握し、地域と共同で必要な体制の整備に向けた調整を実施するとともに、生活支援コーディネーターと生活支援等サービスの提供主体等が参画した協議体を開催し、地域における高齢者の課題解決に向けた検討を実施します。

生活支援コーディネーターによる活動により、高齢者の困りごととして「移動」が最優先の課題であることを把握しており、地域における担い手の確保や、有償ボランティア制度の構築を検討します。

④ 認知症施策の推進

高齢者人口の増加に伴い、認知症高齢者が増えることが見込まれ、認知症になっても本人の意思が尊重され、住み慣れた地域で安心して暮らし続けるよう、認知症との『共生』と『予防』を目指し、認知症高齢者やその家族を支える地域体制の充実が求められています。

認知症に関する正しい知識と理解を持ち可能な支援をする事を目的とした「認知症サポーター養成講座」と認知症発症予防のための「脳活塾」を引き続き実施するほか、教育分野と連携し、若年層に向けた普及啓発を実施します。

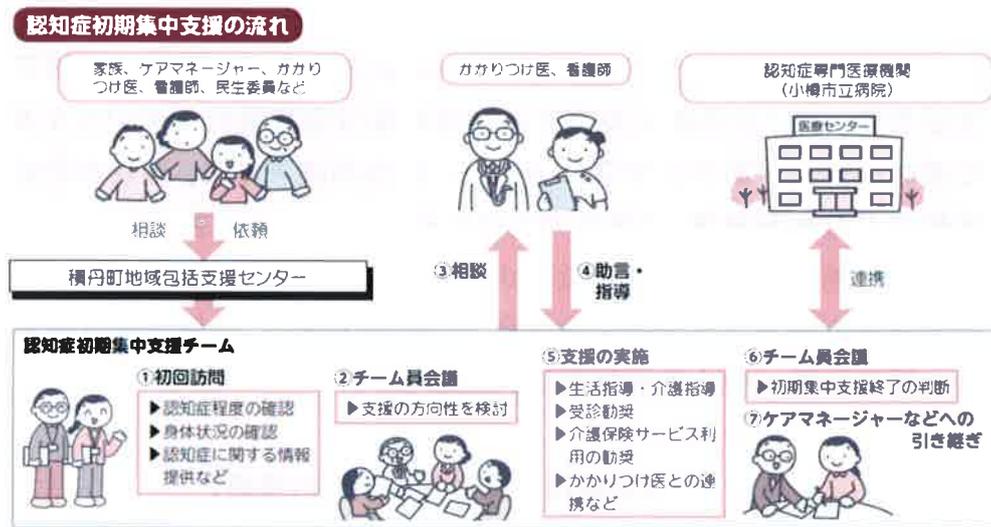
また、認知症地域支援推進員による相談体制を充実させるほか、医療職・介護職が連携した「認知症初期集中支援チーム」による認知症の早期診断と早期対応を実施し、適切な医療・介護等を受けられるように支援を行います。

【認知症サポーター養成講座（見込）】

区 分	2年度	3年度	4年度	5年度
開催回数（回）	1	2	2	2
登録者数（人）	10	20	20	20

【脳活塾（見込）】

区 分	2年度	3年度	4年度	5年度
開催回数（回）	3	3	3	3
参加者数（人）	25	30	30	30



⑤ 地域ケア会議の推進

地域ケア会議はこれまでの個別ケースを検討する会議から地域課題の解決を検討する場まで一体的に取り組んでいくことが重要であるとされていることから、要介護者などに適切な保健・医療・福祉サービスを提供するために、地域包括支援センターを中心に居宅介護支援事業者とサービス提供事業者、保健・医療・福祉の関係者等で構成する「地域ケア会議」の充実に努めます。

また、効果的に各種サービスが提供されるよう様々な機会を通して関係機関との連携・調整を図ります。

【地域ケア会議の開催回数（見込）】

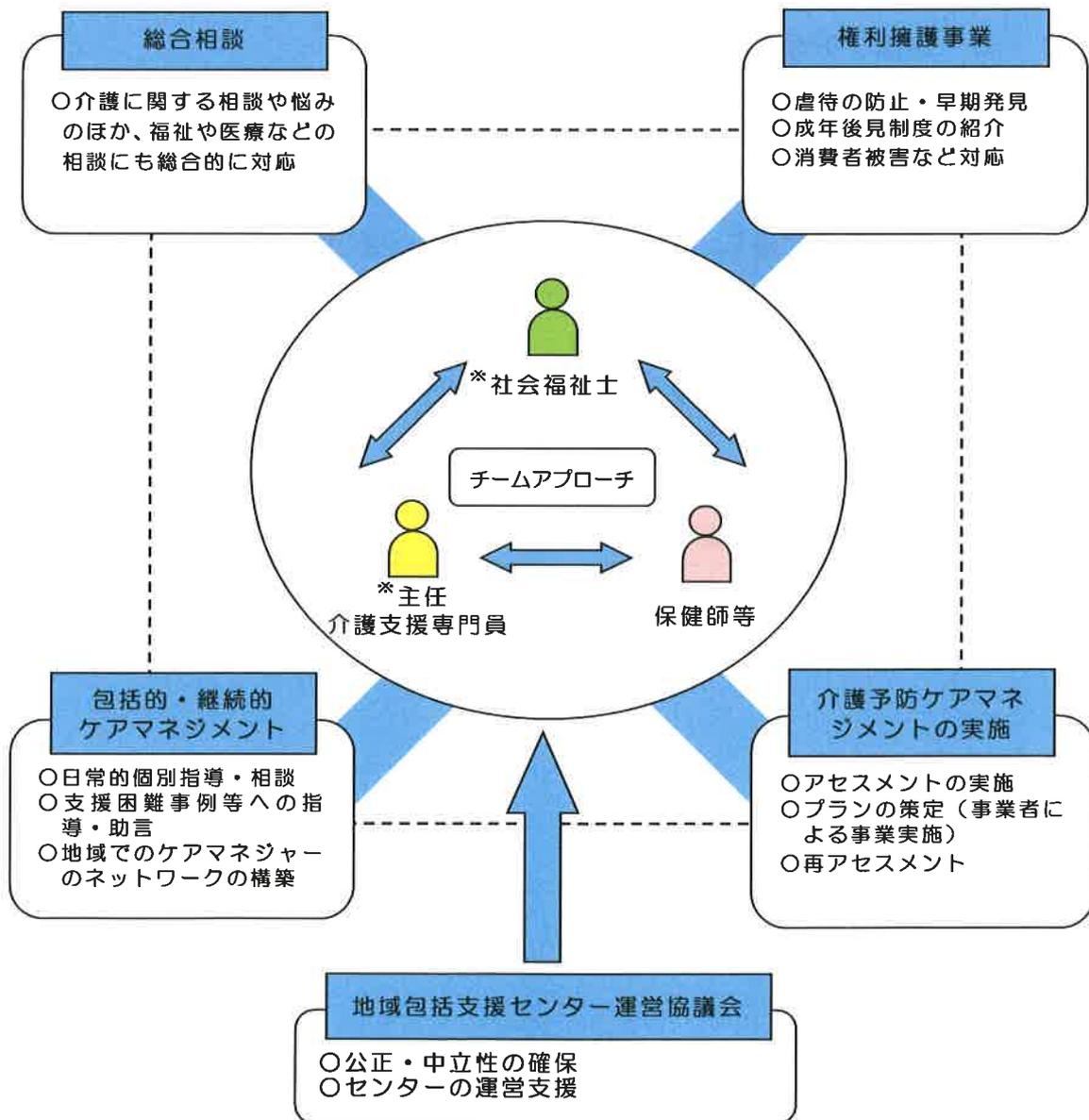
区分	2年度	3年度	4年度	5年度
開催回数（回）	12	16	16	16

(3) 地域包括支援センターの充実

地域包括支援センターは、公正・中立な立場から高齢者の地域での自立生活を統一的・包括的に支援する中核的な役割を果たしていくため、地域における介護予防ケアマネジメント、総合相談・支援、虐待の防止・早期発見などの権利擁護、地域ケア支援の拠点としての役割の強化に努めます。

また、相談・見守り業務などの機能の強化を図るとともに、「*積丹町地域包括支援センター運営協議会」の審議を通じ、地域包括支援センターの一層の公正・中立性の確保に努めます。

【地域包括支援センターの機能】



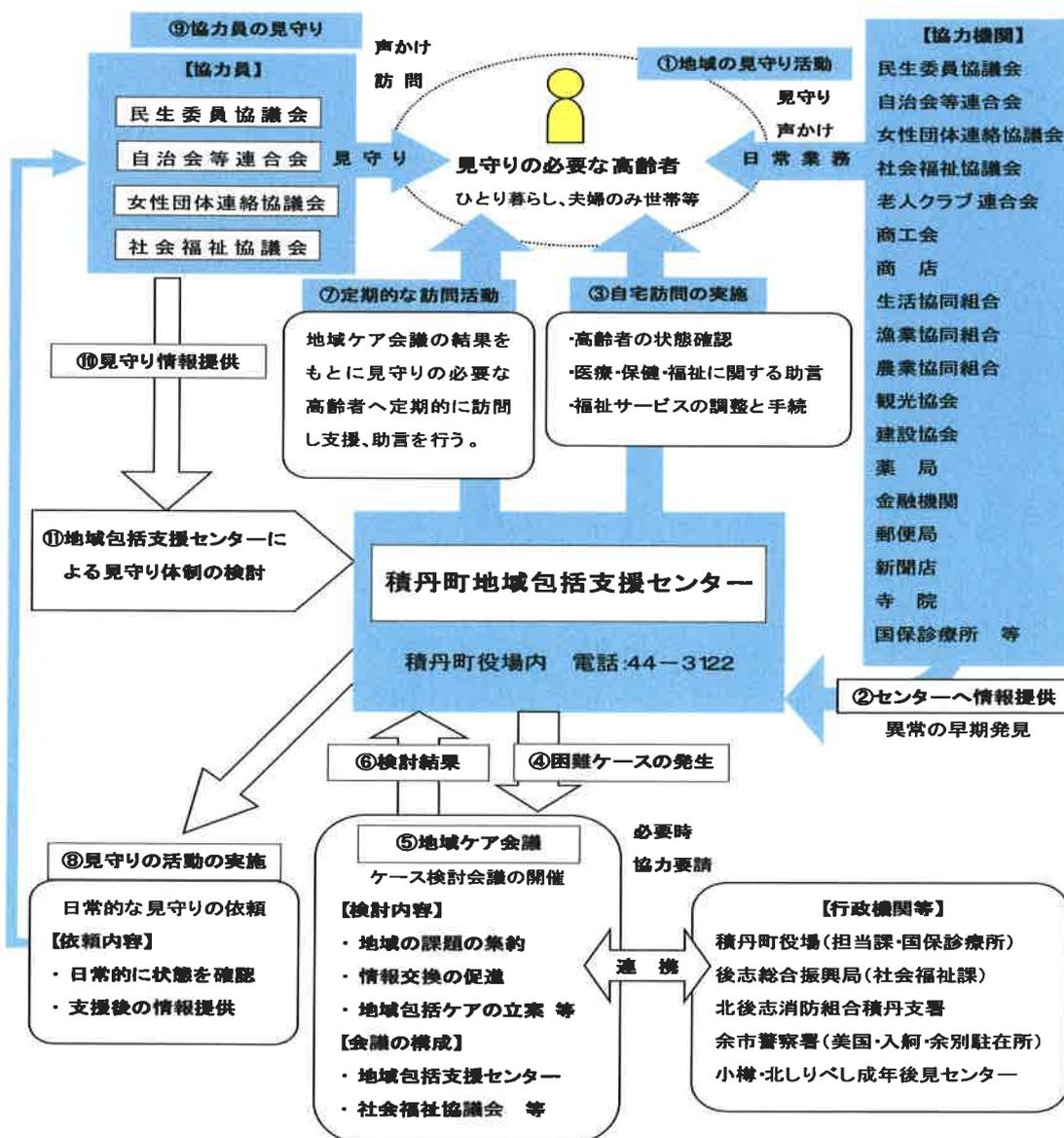
(4) 高齢者*見守りネットワーク

高齢者が住み慣れた家庭や地域で安心して暮らし続けるためには、身近な地域住民との交流や地域の関係団体・関係機関等の声かけや訪問などによる日常的な安否確認が必要不可欠です。

また、こうした地域の見守りを通じて、早期に問題を発見し、必要な支援につなげていくことが重要です。

日常的な地域での見守りを中心として、民生委員、社会福祉協議会、地域協力員など高齢者の生活に関わる多様な社会資源の連携と、公的な機関の支援や保健・医療・福祉サービスの提供による重層的な見守りネットワークの強化に努めます。

【高齢者見守りネットワークのフロー図】



(5) 各種団体との連携

高齢者が住み慣れた家庭や地域で安心して暮らし続けられるよう、住民協働による地域福祉活動を支援するため、ボランティア活動のコーディネート機能等を担う社会福祉協議会や、住民の身近な相談・支援を担う民生委員、自発的な福祉活動に参加するボランティアなど、各種団体等との情報交換や相互交流を通じて、それぞれの活動が活性化していくよう、連携を深めます。

第4節 安心できる在宅生活の支援

1 福祉サービスの充実

(1) 福祉用具・住宅改修支援事業

福祉用具・住宅改修に関する相談・助言・情報提供や住宅改修費の支給申請の作成等の支援をします。

(2) 高齢者居宅事業

おおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者等で、自立生活に不安のある高齢者に対し、住み慣れた地域で過ごせるよう、居室及び食事等の提供や自立生活の見守りを実施します。

【高齢者居宅事業の実利用者数及び延べ利用日数（見込）】

区 分	2年度	3年度	4年度	5年度
実利用者数（人）	5	5	6	7
延べ利用日数（日）	1, 169	1, 825	2, 196	2, 555

(3) 短期入所事業

おおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者等で、生活上の都合により一時宿泊等が必要な高齢者に対し、一時的に居室及び食事等の提供や自立生活の見守りを実施します。

【短期入所事業の実利用者数及び延べ利用日数（見込）】

区 分	2年度	3年度	4年度	5年度
実利用者数（人）	1	1	1	1
延べ利用日数（日）	10	10	10	10

(4) 配食サービス事業

おおむね65歳以上の高齢者世帯等で、心身の障がいや疾病等の理由により食事の調理が困難な高齢者に対し、定期的に居宅に訪問して栄養のバランスのとれた食事を配達するとともに、安否確認を実施します。

【配食サービス事業の実利用者数及び延べ配食数（見込）】

区 分	2年度	3年度	4年度	5年度
実利用者数（人）	6	5	6	6
延べ配食数（食）	541	540	648	648

(5) 軽度生活援助事業

おおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者等で、軽易な日常生活上の援助が必要な高齢者に対し、自立した生活の継続を可能にするとともに、要介護状態への進行を防止するため、外出・散歩の付き添い、食事及び食材の確保、家屋内の整理・整頓など日常生活を援助します。

【軽度生活援助事業の実利用者数及び延べ利用回数（見込）】

区 分	2年度	3年度	4年度	5年度
実利用者数（人）	1	1	1	1
延べ利用回数（回）	4	12	12	12

(6) 訪問安否確認サービス事業

おおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者等で、見守りが必要な高齢者に対し、訪問による声かけや励まし、健康状態の確認、孤独感の解消、相談対応等を実施します。

【訪問安否確認事業の実利用者数及び延べ利用回数（見込）】

区 分	2年度	3年度	4年度	5年度
実利用者数（人）	2	2	2	2
延べ利用回数（回）	85	130	130	130

(7) 除雪サービス事業

おおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者等で、心身の障がいや疾病等の理由により除雪が困難な高齢者に対し、居宅の出入口・窓・ベランダ等、緊急時の避難路確保にかかる箇所の除雪を実施します。

また、各対象世帯の積雪状況の把握のため随時にパトロールを実施し、効率的かつ効果的な除雪サービスの提供に努め、高齢者等の安心・安全な生活の確保に努めます。

【除雪サービス事業の実利用者数及び延べ利用回数（見込）】

区 分	2年度	3年度	4年度	5年度
実利用世帯数（世帯）	20	20	20	20
延べ利用回数（回）	150	150	150	150

(8) 外出支援サービス事業

おおむね65歳以上の高齢者世帯等で、心身の障がいや疾病等の理由により外出が困難な高齢者に対し、移送用車両（リフト付き車両及びストレッチャー装着ワゴン車等）で利用者宅と医療機関、施設等までの間の送迎を行う外出を支援します。

【外出支援サービス事業の実利用者数及び延べ利用回数（見込）】

区 分	2年度	3年度	4年度	5年度
実利用者数（人）	1	1	1	1
延べ利用回数（回）	1	12	12	12

(9) 緊急通報装置設置事業

65歳以上のひとり暮らし高齢者等で、心身の障がいや疾病等の理由により常時見守りが必要である高齢者に対し、日常生活において急病等の緊急時に迅速かつ適切な対応を図るため、ペンダント式の送信機と定点型の人感センサーを設置し、自宅における安全で安心な生活環境の確保を支援します。

【緊急通報装置設置事業の実利用者数（見込）】

区 分	2年度	3年度	4年度	5年度
実利用世帯数（世帯）	15	15	15	15

(10) 救急ボタン配付事業

65歳以上のひとり暮らしや高齢者世帯等に対し、救急時に北後志消防組合積丹支署、医療機関、民生委員等と連携して、迅速な対応が図られるよう、必要な情報を保管する容器「救急ボタン」を配付し、高齢者が住み慣れた家庭や地域で安心して元気に暮らし続けられるよう支援します。

【救急ボタンの配付世帯数（見込）】

区 分	2年度	3年度	4年度	5年度
実利用世帯数（世帯）	222	19	19	19

(11) 敬老祝金事業

多年にわたり、地域社会の発展に寄与された100歳を迎える高齢者の方に対し、敬老の意を表するとともに長寿をお祝いするため、敬老祝金の贈呈を実施します。

【敬老祝金事業の贈呈者数（見込）】

区 分	2年度	3年度	4年度	5年度
贈呈者数（人）	2	2	2	4

(12) 福祉灯油購入助成事業

高齢者世帯、障がい者世帯、ひとり親世帯及び多子世帯に対し、冬期間の暖房に必要な灯油の購入に要する費用の一部を助成し、世帯の経済的な負担の軽減を図ります。

【福祉灯油購入助成事業の助成世帯数（見込）】

区 分	2年度	3年度	4年度	5年度
助成世帯数（世帯）	160	160	160	160

(13) 地域福祉交通支援対策事業

高齢者世帯、障がい者世帯、ひとり親世帯及び多子世帯に対し、地域の交通機関として運行している路線バス及び町内のタクシー利用に要する費用の一部を助成し、世帯の経済的な負担の軽減を図ります。

【地域福祉交通支援対策事業の助成世帯数（見込）】

区 分	2年度	3年度	4年度	5年度
助成世帯数（世帯）	126	130	130	130

(14) 地域密着型介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）との連携

平成28年4月に社会福祉法人よいち福祉会が開設した地域密着型特別養護老人ホーム“ゆうるり”では、町内の重度の認知症や専門的な介護が必要な高齢者等が入所しています。

町内の関係団体、小中学校の児童生徒及び保育所の園児等の交流や地域の行事への参加等を積極的に行い、地域に親しまれるより良い施設となるよう、連携・協力体制の構築に努めています。

2 介護者支援の充実

(1) 家族介護支援事業（やさしい介護教室）

高齢者を介護している家族等に対する介護の知識や技術を習得することを目的とした『やさしい介護教室』と身体的・精神的・経済的負担を軽減することを目的とした『介護者元気教室』を統合し、個々の家庭環境に合わせた介護技術の普及と介護に関する相談・助言を行う訪問型教室を開催し、介護者のニーズに即した内容の充実に努めます。

【やさしい介護教室の開催回数及び参加者数（見込）】

区 分		2年度	3年度	4年度	5年度			
やさしい 介護教室	開催回数（回）	1	/	/	/			
	参加者数（人）	2						
介護者元 気教室	開催回数（回）	1						
	参加者数（人）	6						
(新)やさし い介護教室	開催回数（回）	/				1	1	1
	参加者数（人）	/				3	3	3

(2) 寝たきり老人等介護手当給付事業

在宅の寝たきり高齢者等を介護している介護者に対して、労苦をねぎらうとともに在宅福祉の向上を図るため、介護者に介護手当を支給します。

【寝たきり老人等介護手当給付事業の支給実人数（見込）】

区 分	2年度	3年度	4年度	5年度
支給実人数（人）	1	1	1	1

(3) 介護職員人材確保・育成支援事業

町内の介護事業所に勤務している介護職員の人材確保と育成支援を図るため、その人材確保と育成支援を行った社会福祉法人に対し、次の事業を実施するために要した経費に対し助成金を交付します。

① 介護職員初任者研修受講支援事業

町内に住所を有する介護職員に対する、介護職員初任者研修受講に係る経費

② 介護職員就業継続支援事業

積丹町に居住したことの無い者で、転入後3月以上町内介護事業所に

継続して勤務している介護職員に対する、就業継続を支援のための一時金の支給に係る経費

- ③ 介護職員人材育成研修会等開催支援事業
介護職員に対する、人材育成に係る研修会等の開催に係る経費

3 安心・安全対策の推進

(1) 防災・防犯対策の推進

① ＊避難行動要支援者の把握

風水害や地震等の災害に備え、民生委員や関係団体等と連携し、自力避難が困難なひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯等の避難行動要支援者の把握、災害情報等の伝達体制の整備、誘導避難や安否確認体制の整備等を図り、災害時要援護者の避難支援を迅速かつ的確に行えるよう努めます。

② 防犯対策の充実

高齢者を対象とした悪徳商法や振り込め詐欺など、高齢者が被害となる犯罪が増加しています。

高齢者が安心して生活ができるよう、防犯協会や警察署等の関係機関と連携して、広報による啓発や防犯パトロール等を行い、犯罪の未然防止に努めます。

(2) 交通安全対策の推進

高齢化社会の中、高齢者の活動の機会が増加するとともに、高齢者が交通事故にあうケースが増加しています。

高齢者が安心して地域社会で交通事故のない生活が送れるよう、交通安全協会・交通安全指導員会や警察署等の関係機関と連携して、街頭啓発や広報による啓発等を行い、交通安全意識の高揚に努め、交通事故防止を推進します。

(3) 感染症対策の推進

新型コロナウイルス等の感染症対策として「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づく国や道と整合する取組を推進し、本計画に関する全ての施策・事業については、マスクの着用、手洗いの励行、「3密」(密集、密接、密閉)の回避等の「新しい生活様式」に基づく新型コロナウイルス対策をはじめ、あらゆる感染症に対する必要な対策を講じるとともに、地域においても「新しい生活様式」が行き届くよう普及啓発に努めます。

また、高齢者が感染症対策に取り組みながら安心して生活を送ることができるよう相談体制の充実を図り関係機関との連携を行います。

第6章 計画の推進体制

第6章 計画の推進体制

第1節 関係機関との連携

本計画の目標の実現に向け、北海道、近隣市町村及び関係機関との連携により、保健・医療・福祉の施策を一体的に進めるなど、必要な施策の総合的・効果的な実施に努めます。

また、計画の円滑な推進に向け、庁内各担当課、教育委員会等との連携を密にし、計画の目標の実現に努めます。

第2節 計画の進行管理

計画を効果的に推進するため、この計画の実施状況、進捗状況を各年度把握・整理し、高齢者をめぐる状況の変化に対応した、より効果的な事業実施方法を検討するなど、適切な進行管理を行っていきます。

資料編

資料編

1 積丹町高齢者保健福祉計画策定委員会設置要綱

(目的)

第1条 老人福祉法第20条の8に基づく積丹町高齢者保健福祉計画の策定に関し、幅広い関係者の参画により、地域の特性に応じた事業計画を策定するため、積丹町高齢者保健福祉計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(審議事項)

第2条 委員会は、高齢者保健福祉に関する次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 積丹町高齢者保健福祉計画策定等に関する事。
- (2) 積丹町高齢者保健福祉計画評価等に関する事。
- (3) 町が実施する高齢者保健福祉事業に係る意見聴取等に関する事。
- (4) 後志広域連合からの介護保険に係る意見聴取等に関する事。
- (5) その他、委員長が必要と判断する事項に関する事。

(組織)

第3条 委員は、次に掲げる関係者の中から町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健・医療・福祉関係者
- (3) 被保険者
- (4) 事業実施者
- (5) その他、町長が必要と認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。

(役員)

第5条 策定委員会に委員長及び副委員長をおく。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は委員を総括し、委員を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(委員会)

第6条 策定委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

2 策定委員会は、委員の過半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 策定委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決することによる。

(庶務)

第7条 策定委員会開催に係る庶務及び素案策定その他必要事項は、住民福祉課に事務局をおいて行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めのあるもののほか、策定委員会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成20年12月1日から施行する。

2 積丹町高齢者保健福祉計画策定委員会委員名簿

区 分		氏 名	所 属 等
学識経験者	委 員	笹 山 義 治	町議会総務文教常任委員長
	委 員	奈 良 清 一	町社会教育委員会委員長
	委 員	鎌 田 淳 史	町自治会等連合会会長
保健・医療・ 福祉関係	委 員	河 岸 悟 郎	社会福祉協議会会長
	委 員	外 崎 晃 記	町民生児童委員協議会会長
	委 員	土 井 昌 昭	薬剤師
	委 員	越 野 里 香 子	社会福祉協議会職員・介護支援専門員
被保険者 (介護経験者含む)	委 員	與 坂 秀 晃	町老人クラブ連合会副会長
	委 員	戸 末 和 子	町地域包括支援センター運営協議会委員長
	委 員	土 屋 トシ子	町地域包括支援センター運営協議会委員
事業実施者	委 員	下 山 達 也	町住民福祉課長

【任期：令和3年1月21日から令和6年1月20日まで】

3 用語の解説

あ行

アセスメント

事前評価、初期評価。一般的には環境分野において使用される用語であるが、福祉分野においては、福祉サービス利用者が直面している問題や状況の本質、原因、経過、予測を理解するために援助活動に先だって行われる一連の手続きのこと。

一般介護予防事業

第1号被保険者のすべての人（元気な高齢者）を対象にした、生活機能の維持または向上を図るための事業のこと。

か行

介護支援専門員（ケアマネジャー）

要介護者等からの相談に応じ、本人や家族等の希望、心身の状態から適切な居宅サービス又は施設サービス等を利用できるよう、市町村、居宅サービス事業者及び介護保険施設等との連絡調整や介護サービス計画（ケアプラン）の作成を行う者。その資格は、都道府県知事又はその指定した者が行う介護支援専門員実務研修受講試験に合格し、かつ介護支援専門員実務研修を修了し、修了した旨の証明書の交付を受けたものとされている。

介護支援専門員は要介護者等が自立した日常生活を営むのに必要な援助に関する専門的知識及び技術を有するものであり、介護支援サービス機能の要となることから、その倫理性や質が求められる。

介護予防

運動機能の低下や低栄養状態、疾病などからくる生活機能の低下により、要支援・要介護状態になることや要支援・要介護状態が悪化することを防ぐこと。

基本チェックリスト

生活機能が低下している高齢者を把握するための、厚生労働省が示した生活機能に関する25項目の質問票のこと。

ケアプラン

要支援や要介護に認定された本人や家族の希望に添った介護サービスを適切に利用できるように、本人や家族の心身の状況や生活の環境などに配慮し、利用する介護サービスの種類や内容を定めた「介護サービス計画」のこと。

ケアプランは、利用者の心身の状態の変化などに配慮し、常に適切なサービスが利用できるように随時変更される。

ケアマネジメント

援助を必要としている人に対して、地域の様々な社会資源を活用し、サービス等を提供することにより、ニーズを満たすようにする援助の手法のこと。

権利擁護

自己の権利を表明することが困難な寝たきりの高齢者や認知症の高齢者、障害者などに代わって、援助者がその権利を表明すること。

後期高齢者

75歳以上の高齢者のこと。

高齢者虐待

家族や介護施設従事者等による高齢者に対する虐待で、「身体的虐待」、「介護・世話の放棄・放任」、「心理的虐待」、「性的虐待」、「経済的虐待」に分類されている。

さ行

社会福祉士

社会福祉士及び介護福祉士法により定められ、心身の障害又は環境上の理由により、日常生活を営むのに支障のある人の福祉に関する相談に応じ、助言・指導、その他の援助を行う者のこと。

主任介護支援専門員（主任ケアマネジャー）

平成18年4月から、地域包括支援センターに配置されている地域のネットワークづくりや支援困難事例に対応するスーパーバイザー的な介護支援専門員のこと。

主任介護支援専門員には、「主任介護支援専門員研修」修了者が充てられる。

研修は他のサービス提供者との連絡調整、他の介護支援専門員に対する助言・指導等を行う知識・技能を習得することを目的に、介護支援専門員の業務に十分な知識と経験（実務経験5年以上等）をもつ介護支援専門員を対象とする。

生活習慣病

食生活、運動、休養、喫煙、飲酒等の生活習慣が、その発症や進行に大きく関与する慢性の病気（がん、心臓病、脳卒中、高血圧疾患、糖尿病等）のこと。

成年後見制度

高齢者、知的障害者及び精神障害者等で、物事を判断する能力が十分でない方について、本人の権利を守る援助者を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度のこと。

成年後見制度には、法定後見人制度と任意後見人制度の2種類があり、法定後見には後見、補佐、補助の3つの種類がある。

任意後見制度は、本人に判断能力があるうちに、将来判断能力が不十分な状態になることに備え、公正証書を作成して任意後見契約を結び、任意後見受任者を選んでおくものであり、本人の判断能力が不十分になったときに、家庭裁判所が任意後見人監督人を選任したときから、その効力が生じる。

前期高齢者

65歳から74歳の高齢者のこと。

尊厳

自分が価値のある人だと思え、生きていることを肯定できる状態のこと。

た行

団塊の世代

第二次大戦後、昭和22年から昭和24年（1947年から1949年）頃の第一次ベビーブーム時代に生まれた世代のこと。

地域ケア体制

介護や支援が必要な状態になっても、住み慣れた家庭や地域で安心して生活を送れるように、保健・医療・福祉の関係者をはじめ、地域の各種団体や住民が連携し、地域全体で高齢者を支える体制のこと。

地域包括ケアシステム

高齢者が要介護状態になっても、可能な限り住み慣れた地域において継続して生活できるよう、介護・予防・医療・生活支援・住まいの5つのサービスを一体化して包括的な支援・サービスを提供する体制のこと。

地域包括支援センター

介護保険法の改正により創設された市町村等が設置する機関で、①介護予防ケアマネジメント、②総合相談・支援、③権利擁護事業、④包括的・継続的ケアマネジメントを担い、地域の保健医療の向上・福祉の増進を包括的に支援する中核機関のこと。

地域包括支援センター運営協議会

地域包括支援センターの設置・運営に関して、市町村毎に、中立性の確保や人材確保支援等の観点から関わる市町村、地域のサービス事業者、居宅介護支援事業所、保健・医療・福祉関係団体等で構成する協議会のこと。

は行

避難行動要支援者

高齢者、介護認定者、障がい者その他特に配慮を要する者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な方であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する方。

ま行

見守りネットワーク

家に閉じこもりがちな高齢者やひとり暮らし高齢者等を、地域のボランティアや関係協力機関が「声かけ」や「見守り」などの安否確認を行い、必要な場合には関係機関等への連絡・相談を行う地域全体による高齢者の支援体制のこと。

メタボリックシンドローム

肥満の中でもお腹の内臓まわりに脂肪がつく「内臓脂肪型肥満」に加え、高血糖、高血圧、脂質異常のいずれか2つ以上を併せ持っている状態のこと。

や行

要介護・要支援認定

申請者の要介護・要支援状態区分について、一定の有効期間を定めて市町村が行う認定のこと。

被保険者の申請の後、認定調査員による心身の状況等に関する認定調査の結果を全国一律のコンピューターソフトにより一次判定を行い、次いで一次判定の結果と認定調査票特記事項、主治医意見書をもとに介護認定審査会（保健・医療・福祉の専門家による審査会）において最終的な判定（二次判定）を行う。